

参議院国民福祉委員会会議録第十二号

平成十二年三月二十一日(火曜日) 午後三時二分開会

委員の異動

三月二十一日

辞任

浅尾慶一郎君

補欠選任

松崎 俊久君

出席者は左のとおり。

委員長 狩野 安君
理事 田浦 直君
山崎 正昭君
勝木 健司君
山本 保君
小池 晃君

委員

久野 恒一君
斉藤 滋宣君
中島 啓雄君
南野知恵子君
森下 博之君
浅尾慶一郎君
今井 澄君
佐藤 泰介君
松崎 俊久君
柳田 稔君
沢 たまき君
井上 美代君
清水 澄子君
入澤 肇君
堂本 暎子君
西川きよし君

国務大臣 大藏 大臣 官澤 喜一君

政務次官

大藏政務次官 林 芳正君

厚生政務次官 大野由利子君

農林水産政務次官 金田 勝年君

自治政務次官 橋 康太郎君

金融再生政務次官 村井 仁君

事務局長 大貫 延朗君

常任委員会専門員 矢野 朝水君

政府参考人 小島比登志君

厚生省年金局長 石原 葵君

社会保険庁運営部長

農林水産省経済局長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国民年金法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○年金資金運用基金法案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)

○私立学校教育職員共済法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)
○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)
○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会内閣提出、第百四十六回国会衆議院送付)(継続案件)
○委員長(狩野安君) ただいまから国民福祉委員会を開会いたします。
政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に厚生省年金局長矢野朝水君、社会保険庁運営部長小島比登志君及び農林水産省経済局長石原葵君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(狩野安君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案及び年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案を一括して議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○今井澄君 民主党・新緑風会の今井澄でございます。年金についていろいろ議論することがあるのですが、きょうはあれですが、大臣、きょう発売の「週刊朝日」で福島県の病院との疑惑が取りざたされておりますし、「噂の真相」という雑誌の今発売されてるものにも何かちよつと書かれています。ですが、国民の安心を預かる厚生大臣にもそういうことがあるとすれば大変問題だと思っております。きょうは年金の質疑に集中したいと思っております。これはいづれまた調査をして、必要があれば質疑をさせていただきます。さて、繰り上げ支給の減額率の件を前回も議論させていただきましたが、資料要求に對してはさほど厚生省から資料をいただきました。賃上げ率二・五%、物価上昇率一・五%で賃金スライドの場合、それから賃金スライドを入れた場合と入れない場合、そして予定利回りを三・五から五・五にした場合の一覧表をいただきました。これは先日記が参考資料として、きょうも公聴会で公述人としておいでいただいた一橋大学の高山教授が試算された表とは一致するものだと思います。そこで、大臣にお尋ねしたいと思っております。これまでは四二%はひど過ぎるから三五%程度というお話でしたが、大臣として、その後どういふふうに検討されて、今どの程度お考えになつていらっしゃるか、お尋ねをしたいと思います。
○国務大臣(丹羽雄哉君) まず、きょうの一部の雑誌のことでございますが、これは私自身全くあずかり知らないところで書かれたものでございまして。元秘書が、私設秘書でございまして、知人から依頼されました、字のうまい元事務員に書かせてお渡ししたようでございます。このようない事実を知つたのは最近のことでございますが、私自身はその調剤薬局も紹介相手の病院も全く面識がありません。知りません。しかし、いづれにいたしましても、私の知らないところで書かれたものでございますが、軽率な行動であり、十分に監督が行き届かなかつたことにつきましては遺憾

に思つておるような次第であります。ただ、私の方で代理人として弁護士を三十分以上インタビューに就かせたわけでございますが、一行もこのことが載つておらないわけでございます。余りにも一方的な意図的な内容になつておるわけでございますので、今後、弁護士と相談いたしまして私の名誉回復のためにあらゆる必要な措置をとりたい、このように考えているような次第であります。

本題の老齢基礎年金の繰り上げ減額率につきましては、さきの臨時国会の衆議院厚生委員会におきまして、老齢厚生年金の一階部分の支給開始年齢の引き上げにあわせて、新規裁定者につきましては平成十三年、つまり二〇〇一年度から見直す方向で早急に検討を進めると答弁をいたしておるところでございます。

その際に、昭和三十六年当時から用いた生命表以降の平均余命の伸びを考慮すれば、繰り上げ減額率は、現在四二％のところ、あらあら三五％前後となる旨お答えしたところでございますが、御主張及び本委員会におきます御議論の経過を重く受けとめ、また繰り上げ減額を選択した方とそうでない方との公平、あるいはスライド率、死亡率なども総合的に勘案した上でさらに引き下げる方向で検討してみたいと、このように考えているような次第であります。

○今井澄君 先ほど、「週刊朝日」のことはきょうはやらないというつもりで、ただいざれと申し上げただけなんです、秘書がというの、これはもう国民には全く通らない話なんです。私も私の知らないことを秘書がやっていることだつてありますけれども、それは全部やっぱり国会議員の責任になるというのは常識です、そのところはちよつとあれだと思ひますが、この問題、私ももちよつと調査を十分しまして、他の問題等も含めてまたやります。

さて、今十分お考えいただくということで前向きな御答弁をいただいて、これは国民にとつても年金受給者にとつても大変喜ばしいことだと思ひ

ますが、その際、私の方としても少し考え方を注文をおつけして、ぜひその線でお願ひしたいと思ひます。

きょう御提出いただいた①、②については、これはどういう根拠で計算されたかよくわからないのであれですけれども、どういう学者がやつてもある程度客観的にもし表をつくとすれば③、④の表だろうと思ひます。

その場合に、資金スライドを入れて考えるか入れないで考えるかというのは一つに分かれ目だと思ひますが、少なくとも資金スライドについては、今、既裁定者について過去五年間の分の資金スライドが約束されているわけですし、そういうものに全く無視していかどうかというのは非常に大きな問題だと思ひますし、私どもとしてはやはりそこを十分考慮すべきだということ。

それから、運用利回りですけれども、五・五とこの間はこれはいかにも非常識だということはおかるわけでありまして、例えば年金福祉事業団が財投から借り出している運用などが赤字になるのもそういうところにあるわけですし、今後の経済成長率をどう見込むか、平均二％と見るのかそれ以上と見るのか。それから利率なんかも、今、金利はゼロなわけですが、そこがどこまで上がると見るのか。世の中には物騒な調整インフレ論なんかがありますけれども、やっぱりこれは国民にとつても非常に好ましくない、日本経済にとつても好ましくないわけ、そうなるべきです、おのずと五・五なんということはあり得ないわけ、多くても四・三・五とか、場合によっては低成長時代は三・〇ということだつてあり得ると思ひます。

その辺を十分お考えいただいて、この表の④の中で三・五とか四・〇％のところぜひお考えいただきたいということを申し上げたいと思ひますが、何かお考えがあれば。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 御意見として承つておきます。

○今井澄君 それではもう一つ。実はきょうの公

聴会の中でも大変強い意見が出されたわけですが、しかし財源問題ということからなかなか改革に手がついていない、それが国民年金、基礎年金の国庫負担の二分の一の問題です。三分の一から二分の一に上げるという問題。

これにつきましては、もう既に前回改正時に、平成六年、当時はまだ参議院厚生委員会という名前でしたけれども、そのときにも附帯決議がつき、それにせんだつて衆議院の厚生委員会でも附帯決議がついて、「基礎年金の国庫負担の割合については、所要財源の確保を図りつつ、二分の一を目途に引き上げること」を検討すること」となっており、厚生大臣はそれに対してその方向で頑張るということをこの委員会でも言われたわけであり

ます。その後、政府としては所要の財源を確保しつつということに対してどういう努力をしてこられたのか。それが今度提出されている法案、昨年出されたわけですが、附帯第二条に「基礎年金については、財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し」ということが新たに加わつたわけですが、「平成十六年までの間に、安定した財源を確保し」とあるわけですね。

この安定した財源あるいは所要財源の確保ということについては、政府としてはこれまでどのようなことを検討し、どのような努力をされたのか、具体的にお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 私はかねがね、委員も御案内のように、できるだけ早く二分の一に引き上げるべきだという考え方を持っておるわけでございます。ただ、国庫負担割合引き上げの財源確保につきましては、国の厳しい財政状況を踏まえながら検討する必要があると考えております。

国庫負担割合の二分の一への引き上げには、現在でも二・二兆円、将来は高齢化の進行に伴いましてさらに巨額の財源が継続的に必要だと、こういうことでございます。その財源の捻出方法でございますけれども、新たに国民の皆さん方に負担を求めるといふ考え方もあれば、財源の再配分の

中で見出すべきだという意見の方もあつて、いざれにいたしましたも、さらに積立金のあり方などを含めて御議論をいただきまして、安定したものであるというような段階でできるだけ早く二分の一の実現を目指していきたい、このように考えているような次第であります。

○今井澄君 ですから、私は具体的に申し上げたんですけれども、新たに財源を確保すると。二・二兆円とすれば、増税をするか他の歳出を削つて回していかないわけですね。

例えば、昨年、介護保険の見直しということでは七千八百五十億円ですか、補正でも盛つた。簡単に一兆円ぐらいの金を動かしているわけですね。あるいは、昨年もしも当初の補正予算の中で五千億という公共事業の予備費というのを、使途を定めず盛つておるわけですね。ですから、そういうことから考えれば、一兆円規模のお金を動かすことはできないはずはないんです。

ただ、これは単年度ではありませぬから、単年度ではないところが問題なんですけれども、ずつと要るといふことなんです、しかしそのところに手を付けることによつて、例えば厚生年金の保険料率、サラリーマンの保険料率は一％下がるわけです。第一号被保険者の一万三千三百円は三百円下がるわけですね。そうすると、それだけでも大きな負担の軽減です、その上に再構築をするといふことは非常にやりやすいわけです。だから、そういう第一歩としてはこれは国民に安心してもらふ意味で非常に大事なんです。

そうしますと、単年度、単年度、このところどうやって一兆円近くのお金を動かしてきているわけですから、もう少し努力すれば二兆二千億というお金は私は全然出てこない問題じゃないと思ひます。知恵の絞り方だと思ひます。

それから、もう一つあると思ひます。後で浅尾委員の方から基金の問題を質疑いたしますが、百四十兆円あるいは百七十兆とも言われる基金の取り崩しです。その基金をとりあえず取り崩しながら抜本改革に向けて一歩前進するということ

は、これは国民を安心させる上では、安心してもらふ意味、安心するというのは年金に対する信頼を回復するわけですからこれは非常に大きいわけですよ。その基金の問題も、これはとりあえず借りるのか、借りて当面のところが財源にする、する中で数年のうちに新しい財源を確保することもできるかもしれない。

もう一つの問題は、私は基金を取り崩して、それをそのまま充てることも可能だと思ふんですね。というのは、厚生省の財政再計算、二〇五〇年まで考えているわけでしょう。だけれども、二〇五〇年までなんか計画を立てられますか。このところも、五年前に計算したのが間違つた、出生率が変わつた、高齢化率が変わつた、だから五年前の計算が合わないからというのでまたここで大々的に変えるわけですよ。そのぐらい予測が狂つてきているわけです。

これだけ予測が狂つている中で、五十年後のことを考えて基金を大事に持つていて、持つていてだけじゃありません、さらにふやそうとすることが果たして適当なのかということも考えなければならぬ。今の経済を考えると、国民の年金に対する信頼を回復することを考えると、この貴重な国民の財産である基金を取り崩して基礎年金の国庫負担分を二分の一に上げるということは、これは政策的にも極めて妥当であると思はれるわけです。

その辺はどうですか、大臣、基金を取り崩してもとりあえずやるのが大事だと思いませんか。○国務大臣(丹羽雄哉君) それも一つの御意見として出ておりますことを十分に承知いたしております。

ただ、私どもは、若年世代の負担を軽減する、そういうことで少子高齢化社会に備えてできるだけ若い方々の負担を軽減するという立場からこの基金を積み立てている、こういう立場でございます。

○今井澄君 そこで、基礎年金の問題で税方式のメリット、デメリット、実はこの議論をきちつと

してないんですね、この委員会でまだ。どうしても無年金者の問題とか女性の問題であるとかいうことなんです、幸いと申しますか、きょうの公聴会の中で、ある公述人から保険方式のメリットということでもって税方式にするデメリット、また別の公述人からも税というのは話が出たわけでありまして。

私はそのときにも申し上げたわけですが、税でも、税でやるということは生活保護と同じだ、これまでの救済的な福祉施策と同じであるということ、例えば社会扶助方式と同じであるということ、例えれば社会保障方式と同じであるということ、例えれば日本の社会保障方式は非常に特殊だけれども、国民健康保険にしても今度の介護保険にしても半分税が入つていくわけですよ。また、逆に言えば、保険方式といつても、これは税ほど罰則ははつきりしていないけれども、強制的に拠出しているという意味では社会保障税のようなものなわけですね。

よくミーンズテストと云うことが言われます。ところが、世界の年金を見ても、基礎年金を税方式でやっているところが幾つもあるわけですが、資産、所得の調査までしつかりやつて年金を出すか出さないか、ちょうど生活保護のようにやっているとのはオーストラリアだけなんです。むしろほとんどのところはミーンズテストをやっています。そういう意味からいって、税方式にするデメリットはそういう旧来の救済的なやり方に戻るとあるいはミーンズテストが必要だという理由は今成り立たないと思ふんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 全額税方式についての御質問でございますが、年金制度の財源を税方式にした場合に一つ考えられますことは、保険料負担の増加が抑えられらるとも、未納・未加入者は申すまでもなく解消されるわけでございますけれども、とにかく巨額な財源が必要になるわけでございます。すなわち、基礎年金の給付に必要な費用は平成十一年で十三兆七千億円でございまして、これを現在の国庫負担分も含めて全額消費税で賄つた場合には、消費税率は何と七・六%の引き上げが必要になるわけでありまして、これに対して国民の皆さん方が納得していただけるか、こういう問題がございまして。

それから、二番目の問題といたしましては、被用者については保険料の半分を事業主が負担しておるわけでございます。消費税を財源とする税方式にした場合には、当然のことながらいわゆる事業主負担がなくなるわけでございます。この分、結果的に家計負担が増大することになる、こういうことが問題でございまして、この辺のことにつきましてどうやって解決していくかということが大変大きな問題ではないか、このように考えております。

○今井澄君 その点はやっぱり目的消費税という形にすれば、消費税は年金のために払つているんだという意味では、負担と給付の関係は保険方式と同じぐらい明らかになり得ると思ふんです。しかも、負担のことは多額の財源が必要ですが、所得を十分位に分けて一番下の所得の階層の人をとりてみれば、一カ月の家計の中の消費税の負担は七千五百三十三円だということ、これは平成九年の数字ですけれども、消費税五%になつた年の家計の負担なんです。

そうしますと、今一万三千三百円でしょう。家庭に二人いたら二万六千六百円ですよ。五%で七千五百三十三円だとすれば、例えば七%になつても一万円いかないわけですよ。そういうことをきちつと説明すれば、国民に納得してもらえると私は思ふんです。だから、やっぱり巨額だからということだけで逃げられては困ると思ふんです。

それで、最後に一つ。実は、厚生省の方は、基礎年金の第一号被保険者の未加入者、未納者、免除者の問題はほかの保険者の保険料に影響がないと繰り返し言っているんですけれども、私、どうも最近不思議な気がするんです。要するに、保険料を納めない人、未加入の人あるいは低所得ゆえに免除される人が出れば、それだけ支える全体の数が減つていくわけですよ。全体の五%といつても、七、八百万人の人がそういうふうになつていくわけですよ。そうしますと、保険料負担は変わってくるはずだと思ふんです、サラリーマンも、その辺について、現在のこういう未加入の状況でもしこの人たちが全員入つて全員満額払つていたら保険料はどうなるのか、そういう資料を出していただきたいと思います。また後ほど資料要求を文書で出しますので、よろしくお願ひします。

○浅尾慶一郎君 同僚の今井委員に引き続きまして、私は主に積立金の問題について質問をさせていただきます。

まず最初に、巨額な積立金があると言われておりますけれども、これは何のために必要なのかといったようなことについて大臣の御答弁をいただきたいと思ふんです。

過去は、例えば昭和四十八年、福祉元年と言われたときには、これは積立方式から賦課方式へ移行していきんだということ、ピーク時には一年分程度しかもたないんですよというふうな言つておられたのが、これが今ピークでも三、四年分は持つというふうなことになるおつた、何のためにそういうことをしておるのかということ、そしてまたその部分の説明はどのようにしておるのか、その点を簡単に御答弁いただきたいと思ふんです。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先ほどもちよつと御答弁を申し上げたわけでございますが、厚生年金で高齢化のピークを越えても将来にわたつてある程度の積立金を持ち続けておられますのは、積立金の利子収入によりまして給付の一部を賄つておるわ

けでございます。その結果、保険料の負担を軽減し続ける、こういう趣旨からでございます。

○浅尾慶一郎君 積立金の利子収入でもって将来負担を減らされるという御答弁でございますけれども、利子収入を得るためにはいろいろな意味でのリスクがあるわけでございまして、リスクとリターンの関係というものがそこに当然あるのではないかなというふうにも思います。

今ありますこの百七十兆円を超える積立金は、申すまでもありませんけれども、五百兆円と言われております日本のGDPの、四割まではいきませんけれども非常に大きな割合であるということでありまして、これだけ巨額な積立金を、今はまだ年金福祉事業団が一部運用しているという状況でございますが、今後これを全額運用していくことになった場合に、リスクとリターンの関係を踏まえて、将来必ず積立金が果たして本場に必要なのか、それがなかった場合に必要とされる額を減らす役割を果たすのか、必ずその積立金が果実を生むのかどうか、その点はお約束ができるのでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 積立金の推移でございますが、名目額といたしましてはある程度の増加が見られているところでございますけれども、受給者が大変な勢いでふえておるわけでございまして、そういうことで、支出に対する割合で見ますと、現在は五・五分分でございますが、今がピークでございます。将来は、先ほど四年弱というふうに申し上げましたけれども、三・八年ぐらゐに次第に低下してくる、こういう見通しになっておるわけでございます。そういう観点から、先ほどから申し上げておりますように、いわゆる不足

分を補っていくためにも積立金というものが必要だ、こういう認識に立つものでございます。

いわゆる安全かどうかということでございますけれども、確かにこれは市場に任せるものでございまして安全で確実なものな努力をいたしました。このように考えているような次第でございます。

○浅尾慶一郎君 経済状況が安定的である場合に例えば国債を買っておけば、それはほぼ国の成長率と同じぐらいの利回りであるというふうになるんではないかと思っております。例えば五十年ぐらゐの長いスパンで考えた場合、積立金が二・五〇年というものは今から見れば五十年の長いスパンで見ないとけないかと思っております。インフレが途中で起きるといったようなことは厚生省として想定はされておると思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) インフレが起きるとか起きないかということ、今私ここで軽々に申し上げる段階ではないわけでございますが、あくまでもこれは委員御案内のようにチームが非常に長くなっておるわけでございますので、いわゆる変動はあるわけでございます。それが証拠に、年福事業団の資金運用でございますが、昭和六十一年度から始まりまして、バブル崩壊後の大変厳しい金融経済状況の中ではほかの機関投資家と遜色のない運用成績を上げていたわけでございますが、財投への利払いが平成十年度の平均で四・四％ぐらゐの借入れがあった、こういうことがございまして、大変全般的に苦しい状況が続きました。

この結果、平成十年度末では時価ベースで一兆二千億円の累積赤字が生じていたこととございまして、今年度に入りましてから国内株式の収益が好転をいたしまして、赤字も解消に向かつております。平成十一年度十二月末現在では七千五百億円の黒字となっておるわけでございます。いずれにいたしましても、貴重な年金でございますので安全に、そして確実に年金の支払い給付

に役立つように私どもは最大限努力していききたい、このように考えております。

○浅尾慶一郎君 年金の支払いの給付に役立つようにというのほもちろんそのとおりだと思いますが、私が申し上げたいのは、予想できないようなインフレに五十年という長いタイムでは襲われる可能性があるのではないか。例えば、過去五十年さかのぼって見てみますと、五十年じやないかもいれませんが、終戦時あるいは終戦後の日本の社会というのは大変なインフレに襲われたわけでありまして、同じようなインフレに仮に五十年以内の間に襲われた場合には、この百七十兆円を超える積立金も当然目減りをしてしまう。ですから、持つていてもその場合においては意味がないというところを実は申し上げたかったというのが一点です。この部分を議論してもお答えいただけないかもしれません。

そして、第二点でぜひ申し上げたかったのは、この部分はお答えいただきたいのですが、先ほど申し上げましたように、今、日本のGDPが五百兆円を割るぐらゐの規模であります。五百兆円を割る規模のときに百七十兆円を超える積立金をこれから自主運用ということになった場合に、果たして本場に安全で有利な運用というのができるのかどうか。安全で有利だというのは、ある程度規模が小さくないと安全で有利なこととはできなくて、余りにも規模が大きくなってしまうとすど池の中の鯨になってしまふんじゃないかということも申し上げさせていたたたかたわけであります。その点いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今回の年金の積立金の運用は、御案内のように資金運用部への預託から年金資金運用基金による自主運用に改正することになるわけでございます。この自主運用に当たりましては、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、国内債券を中心としながら、国内株式を一部程度考えております。それから国外株式、これも一部程度かなというところであります。などを組み入れることになっており

まして、このような分散の投資を行うことによりまして、長期的に見ればより安全で有利な運用が可能になる、こう考えているような次第でございます。

先ほど委員からお話ございましたけれども、株式は確かに短期的には乱高下があるわけでございます。短期的な売買を繰り返すのではなくて長期、二十年、三十年といった長期に保有して運用を行いますので、これは日本経済が成長する限り高い収益が上がる、こういうことでございまして。

○浅尾慶一郎君 どうも答弁が合っていないのかなと思っております。私が申し上げているのは、安定的に段階的に世の中が伸びていく限りにおいては多分大臣がおっしゃるとおりなんです。超インフレというのはショックです。それは予見できないのではないかと。そういうことでありまして、それに対しては、多分積立金があっても対応がその場合にはできないのではないかなというふうにも思います。

先ほど、池の中の鯨という話をさせていただきます。先ほど、池の中の鯨という話をさせていただきます。先ほど、池の中の鯨という話をさせていただきます。先ほど、池の中の鯨という話をさせていただきます。

予算委員会の審議の中で、堺屋経済企画庁長官が、日本の一つの構造的な問題は過剰な貯蓄にあるというふうにお話されておりました。大臣はその場に多分おられたのではないかなと思えますけれども、この積立金そのものが実は過剰な貯蓄に当たるとは思いません。諸外国の例をとりまして、日本以外は、きょうの午前中の公聴会でもお話がありましたけれども、最高で四年も持つておるところはないわけでありまして、そもそも賦課方式であるとするならば、そんなに長い間持つ必要がないということなのではないかなというふうに思っています。

何を申し上げたいかといいますと、その予算委員会の審議の中では、日本の方がこれだけ多くの貯蓄を個人で、家庭で持つのは将来に対する不安があるからであるということだったわけであります。

はないかということ、三五％というような、たしかそんなことが出たのかなというふうにおもっていただくわけでございます。先ほど今井委員の質問に対しては、さらに引き下げるように検討したいという大変具体的なお言葉が出たかと思っておりますが、この辺についても一度、これまで我が党も含めまして各党から問題が出ておるところでございますので、もう一度はつきり御返事いただきたいと思っております。

○国務大臣（丹羽雄哉君） 衆議院の厚生委員会で坂口委員から御質問がありました。その際、私が答弁を申し上げましたことは、昭和三十六年当時用いた生命表以降の平均余命の伸びを考慮すれば、繰り上げ減額率は、現在四二％のところがあるから三五％前後になる旨お答えをしたところでございます。

御主張、さらに本委員会におきます御議論の経過というものを重く受けとめまして、また繰り上げ減額率を選択した方とそうでない方との公平、さらにスライド率、死亡率などを総合的に勘案の上、さらに引き下げる方向で検討してみたいと考えているような次第であります。

○山本保君 局長もおいでですので、ちよつとその辺、専門的に教えていただきたいんですね。きょう厚生省の方からこれについての資料が出されまして、なかなか難しいものですが、ちよつと確認をしたい。局長大丈夫です、常識的に知っておられることだけお聞きしますから。

この前、予算委員会の公聴会で連合の榎本局長がおいでになったときに、ほかの議員からこの問題について質問された。そうしましたら、榎本さんから、いや、こういう問題は政策的な議論が先に立つものであって、純粹の数理・中立的なものはないんだというようなことをおっしゃったものから、私はその後、榎本さんにちよつとお聞きしまして、そうなんですかと、どういう考えですかというのを申し上げました。そうしましたら、きょうここに、何か難しいんですけれども、単に生涯受給総額が等しくなるように

数字だけで計算していくと、それは有利な人が出てきたりして総額が膨らむんだという御説明であります。

例えば、こんなことでよろしいんでしょうか、局長。車近な例えで、私は実はかけこは余りやしませんのであれですが、例えば二十歳になって年金に入るときに、自分が六十歳でいただくか六十何歳でいただくか、こういうふうな先にそこで決めておけば、あとは確かにこの数理計算上にいくんだらう。しかし、考えてみますと、これは言うなら競馬などのゴール直前になつてどの馬を選ぶかというふうなものですから、当然そこで選び方によって差が出てくるので、これは一概に数式上だけではなかなか言えないんだと、こういうことなのかという気もするんですが、御専門的なところ、簡単に結構ですが、コメントいただければと思っております。

○政府参考人（矢野朝水君） まず、減額率はどういふ要素が関係しているか、こういうことでございませう。一つは、予定利率をどう見るといふことでございまして、予定利率が低ければ低いほど減額率は緩和される、こういう傾向になるわけでございます。それから、死亡率も非常に大きな要素でございます。長生きするようになればいかなるほど減額率というものは緩和しなければいけない、そういう方向にも働くわけでございます。それから、スライドのあり方もこれは非常に影響してまいります。物価スライドもやり、さらに賃金スライドもやるということになって、スライドを厚くすればするほど減額率は下げざるを得ない、下がってくる、そういうメカニズムになってくるわけでございます。

ただ、それ以外の要素というのがいろいろございまして、今回、今井議員から資料要求もございまして提出させていただきましたけれども、減額率年金を選ぶ方というのは自分の健康状況がわかりますから、やはり長生きできないなど、こういう方が減額年金を選んでいる傾向があると、こういうことでございまして、これは任意に選択できる

わけでございますので、逆選択とかそういう場合もあると。そうすると、公平性上も単なる数理的な問題だけにどまるとは、公平性上も単なる数理的な要素を総合的に加味しなければいけないと、こういうことでございませう。

それから、年金はやはり受給間近になつて受給するかどうかを決めるわけでございますので、若いときはほとんど年金に関心がないというのが実態でございますので、それを若いころ選ばせるといふのは現実的ではないんじゃないかと、こう思っております。

○山本保君 局長は専門家ですから、もうお聞きすればするだけなかなかわかりにくい。しかし、大臣がさつき踏み込んだ答弁をされましたから、もし実現されるとき、その過程においては国民にわかりやすい御説明をぜひお願いしたいと思っております。

もう一つお聞きしたいんですが、それは懸念であります無年金障害者の方でございます。無年金障害の方と云われても、いろんな分類といたしますか理由でなされた方があるそうでございませう。きょうは私、その中で特に任意期間中に学生さんであった方で障害者になられ、今、無年金である、こういう方にちよつと絞つてお聞きしたいと思っております。

私のようなところにもお手紙などがたくさん来まして、ちよつと手元にも、最近いただいたのですと三重県のある方ですが、四十六年に、学生だったけれども病気になるので、御両親も健在ですが国民年金だけで、障害年金も入らないし、入院費が四万円要る、この先真つ暗だというふうな、大変身につまざるお話を伺つてお聞きしております。

まず第一原則として、こういう方に対して、保険だからだということなんです、一体それはどういふわけでどういふ理由に保険が出されないのか。厚生省にどういふ理由なのかということについて、簡単にまず原則を教えてくださいませうか。○政府参考人（矢野朝水君） 我が国の公的年金制度は、御案内のとおり社会保険方式でございます。

したがって、その保険制度に加入をして保険料を納めるというのが受給する際の原則でございます。障害無年金の方、いろいろ御事情がございまして制度に加入されていなかったと、こういう方が多いわけでございます。制度に加入してないにもかかわらず年金制度から支給をするということになりますと、これはもう年金制度の根幹に触れる問題でございます。年金の安定的な運用に大変な影響を与えるわけでございます。そういうことで、制度の根本に触れる問題ですので、そういう方に年金を支給するのはなかなか難しいということでございます。

○山本保君 そういふ御説明を聞きますと、なるほど。確かに我々の、例えば自動車の保険にしましても、事故を起こしてから入るからやってくるというのとはだめだということ、国が行つておられることだと思ふんです。しかし、国が行つておられることだと思ふんです。しかし、国が行つておられることだと思ふんです。しかし、国が行つておられることだと思ふんです。

例えば昭和三十六年から平成三年までですか、その間は任意加入であったと言われるわけですが、その間に入らなかつた方は、今、局長が言われたみたいに、私は年金に入らなかつたという意思表示をしたんでしようか。実は党内の同じような年、私もちよつとそういう学生でしたから、私自身も実は入つておりませんでした、何人かに聞きましたけれども、全員入つておりませんでした。

大臣、ちよつと突然で申しわけございませうが、大臣も政務次官も私のちよつと先輩になられると思ふんですが、学生時代、任意加入されておられましたか。その答えだけちよつとお願ひいたします。

○国務大臣（丹羽雄哉君） 昭和三十九年のころでございまして、大学生でありましたが、正直申し上げてよく覚えておりません。記憶にございませう。○政務次官（大野由利子君） 大学を卒業して勤めるようになって保険に入ったのだと思ふんです。記憶は確かじゃございません。

○山本保君 私は、そういう方がほとんどだったと思うんです。そうなりますと、今、局長が言われた年金制度に入らない方が、入らないと言って入らなかつたわけではなかつたんじゃないか。まさにあのとき障害になられた方と私たちというのは紙一重だったわけでありまして、本当に運よく私たちは障害にならなかつた。そのとき障害になられた方、これは全くその運によって決まっただけであつて、年金を払う払わないという意思表示によって決まつたわけではないんじゃないかと私は思うんです。

しかも、今回改正を考えられて、実際にお金を払わなくとも、払いますよという意思表示さえすればよろしいという制度になります。そういうことを考えますと、そのことだけで、あなたは入つていなかつたんだからということはいふまでもないんじゃないか。まさにこれは日本の強制的な年金制度のできるまでの言うならば厚生省の一つの、誤りとは言わなければいけません。しかし歴史というものがつづつてきたある過渡期だったわけでありまして、そのときの方を今の論理で、確かに私も強制年金であつたときに、私は知らなかつたからと言つた方に、いや、それは知らなかつたと言つても、もう二十歳にもなつて、社会人になつて法律を知らなかつたではいけませんよということはいふまでもない。

この問題、この期間中の学生さんに関して言えば、私どもがそうであつたように、そんな意思表示をしておつたのではないんじゃないか。厚生省はそれだけきちんと一生懸命入るようになつたんだらうかという気がするわけなんです。こういう理論だけの話をしていますと、まさに理論の話というのはいくらもオール・オア・ナッシングでございまして、これ以上進みません。

そこで、私は担当の方に、学生さんでこの約三十年間に年金に入つていなかつたがゆえに障害年金をいただけない方は一体どれくらいおられるんでしようかとお聞きしましたところ、年金に入つていない方についての資料はあるけれども、

入つていない方についての資料はないんだと。確かにそう言われてみればそれで、だから一体何人いるかも実はわからないと、こう言われたわけでございます。

それで、これでびくびくしたわけですが、そこでよつと局長に、運営部長なのかもしれないませんが、本当は三十年間の学生さんの割合とか障害の発生率とかいうのを掛け算すればよろしいんですが、大変煩瑣な計算になると思いましたから物すごく簡単にやってみようと思つていますが、例えば昨年というか直近で二十歳から二十四歳の障害年金の新規受給者というのは何人くらいおられるのございませうか。

○政府参考人(小島比登志君) お尋ねの受給者数でございますが、平成十年度の二十歳から二十四歳の障害基礎年金の新規受給者数は一万七千二百四十一人でございます。このうち、二十歳前の国民年金加入前に障害となり障害年金受給者となつた方は一万六千六百八人となつておりまして、この方を除いた新規受給者は六百三十三人でございます。

なお、この六百三十三人の中には、厚生年金保険から給付を受けられている方、学生ではなく自営業の方あるいはサラリーマンの妻など、学生以外の方も含まれていることとございまして。

○山本保君 つまり、一年間に新しくなつた方は一万七千人くらいいるけれども、ほぼ大半の方は児童福祉の方からといふますか子供のときから障害を持つてこられた方で、新規で受けられた方は六百三十三人である、その割合についてはまだわからないとおっしゃいました。

想像しますに、物すごく大ざっぱに考えれば、約半分が学生さんと考えても大体三百人ということになります。三百人強。そして、あの三十年間、大変大きな時代でありますけれども、人口は確かに前の方が多かつた。けれども、学生の割合というのとは逆に少なかつたわけですから、物すごい目の子で計算しましても一年間三百人とすれば三十年間で合計で約一万人じゃないでしょうか。しか

もこの一万人は絶対ふるはずがない、その期間で終わりでございまして、もし運悪くお亡くなりになつた方もおられるとすれば減つていっているんじゃないか。

一万人ですと年間に大体幾らぐらい保険給付をされるのでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) 単純に計算しますと、全員が二級の障害基礎年金を受けられるといふと、全員の約八十億円、それから一級ですとその二五%増しですから約百億円ということでございます。

○山本保君 大体八十億円ぐらいであろうということでございます。

今、障害年金を受けておられる方は総額で幾らぐらいの年金額になっておりますでしょうか。

○政府参考人(小島比登志君) これも平成十年度末の数字でございますが、国民年金の障害年金受給者数は百三十一万四千八人、年金総額は一兆二千六百四十四億円となっております。

○山本保君 私もそういうふうになつていまして計算してみましたところ、一兆二千億のお金、そしてそのうち、もし私たちが同世代だった学生さんだつたときに本当に運悪く障害を受けられてそのまま無年金になつた方に八十億円、単純に計算しましても〇・七%ちょっとでございます。もちろん全年金の給付額三十兆円に比べまして、もう〇・一コンマ下になる数字でございます。

私は、これはもちろん最初に局長がおっしゃつた原理論があるかとも思いますが、ちよつと今、学生さんで実際にはお金が入らない方には後でいいますよという制度が始まることとございまして。ここで、この方たちに対してはもつと温かい行政を行つてもいいんじゃないか。一度そういう議論を、今までそういう数字を挙げた議論がされていらないと思つて、それで、出している方に御了解をとられるような努力もされてよろしいのではないかと気がするわけでございます。最後に、厚生大臣にお聞きしたいのでござい

すが、今いろいろ細かい数字にもなつたわけでありませうけれども、こういう方々に対してこれが改正になつた後で大至急検討していただけないだろうか、もしくは最低限まず実態調査をきちんと行つていただいて、いわば理論と理論の話ではない、政治的なまことに判断をしていただきたいと思つたわけでございますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 無年金障害者の問題につきましても、しばしば委員会におかれましても提起されていましてございまして。

当初は、私ども学生のころは古うございましての任意でございまして、平成三年から強制加入とするなど、適用対象の拡大を回つてきたところでございます。しかしながら、この無年金障害者につきましても、年金制度において何らかの給付を行うことは、制度への加入と保険料の負担に応じて給付を行うという年金制度の根幹に触れると、こういうような指摘があるわけでございます。このような問題につきましては、いづれにいたしましても、解決に向けてお難しい論点が残されていることも事実でございますが、真にやむを得ない理由によるものとして国民のだけれどもが納得できるものがないかどうかを含めまして、今後とも関係方面の御意見も十分に伺いながら検討してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○山本保君 学生さんでも未加入の方は十一万人とか、またきょうもいろいろ出ておりましたけれども、全体でも約百万人弱の方が年金制度に対しての認識がまだないというふうなお話も伺つております。私は、こういうところをきちんと手を打つた方がこのことの効果として、年金というものは出せる出せないは別として、しかし国民としてはこれにちゃんと入つていくことが必要だということをおっしゃるけれども、キャンペーンと言つたらおかしいですが、施策ではないかという気がいたしますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

終ります。

○委員長(狩野安吾) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、浅尾慶一郎君が委員を辞任され、その補欠として松崎俊久君が選任されました。

○小池晃君 今も御議論ありましたが、無年金障害者の問題について前回に引き続いて最初にお聞きしたいと思ひます。

今、議論あつたように、保険料の負担に応じた給付という関係ではなく、加入手続の有無ということと既に無年金障害者になられた方は門前払いされている、こういう状況は何としても解決する必要があるだろうというふうには考へるわけですか。

今も真にやむを得ない場合という御答弁がありました。それから前回、私の質問に対して、個々のケースの場合において、これは知り得ないような場合だとか加入できないような場合であるとか、そういうケースがあるのかないのか、そういうことを含めて検討しなければならぬ問題だというふうな御答弁がありました。こうしたケースについては年金制度の中で解決を図ることも含めて検討を進めると、こういう意味だということに受け取つてよろしいでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) この問題につきまして、当委員会におきまして各委員からしばしば指摘されておるわけでございます。年金制度のあり方そのものにかかわる問題ではありますけれども、先ほど申し上げましたように、真にやむを得ない理由によつてこの場合はというようなことを少し勉強させていただけたらと、こういうことをごさいます。小池委員に前回御答弁いたしましたようなケースを一つ一つ洗い直す必要もあるのではないかと、こう考へております。

いづれにいたしましても、今後、関係方面等の御意見も十分に伺ひながら検討してまいりたいと思つております。

○小池晃君 これはぜひ直ちに検討を進めていただきたいというふうな思ひます。

さらにきょう議論したいのは、積立金の問題であります。この間の質疑を通じて、厚生年金の支給が一千万円減るんだ、大きく削られるんだということが明らかになりました。支給減のことを私たちが問題にしますと、これは将来世代の過重な負担を避けるためにやむを得ないんだという御答弁。しかし、負担の問題を言うのであれば、基礎年金に対する国庫負担を直ちに二分の一に引き上げる、そのことを棚上げしている政府に負担軽減云々する資格は私はいんじやないかと思うのです。同時に、きょうも議論ありましたが、膨大な年金積立金の問題、このことをきょうは議論したいというふうな思ひます。

最初にお聞きしますけれども、年金積立金の総額であります。厚生年金、厚生年金基金の代行部分、それから国民年金それぞれについて、合計は幾らになるのか、新しい数字を示していただきたいと思ひます。

○政府参考人(矢野朝水君) この三者につきましては実績がそろつておりますのは平成九年度末の数字でございます。国民年金が八・五兆円、厚生年金は百二十五・八兆円、基金の代行部分が二十六・九兆円ということでございます。トータルで百六十一兆円上つております。

○小池晃君 九七年度末で百六十兆円を超える、そういう数字であります。これは、厚生年金基金の代行部分だけは九七年度末になっていまして、そのほかは九八年度末の数字であります。それを足し上げるの百六十六兆七千億円になるわけですか。そのほかには農林共済、私学共済、国公共済、それから地方公務員共済、この四共済を合わせて四十六兆七千億円。これらすべてを合計すると実に二百十三兆四千億円も積立金を日本の公的年金制度は持つていふことになるわけですか。

大臣にお聞きしたいんですが、なぜこのような莫大な積立金が必要なのか、御説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 年金の財政運営に当たりますと、現在のこともさることながら、将来世代の負担を過重なものにしないように、要するに今の世代の負担によつて積み立てた積立金が将来生み出す利子収入を活用することによりまして将来世代の保険料の負担を軽減する、こういう考へ方で積立金を保有しておるわけでございます。

もし仮に積立金を取り崩すようなことになりますと、将来当然のことながら積立金による利子収入が減ることになるわけでございます。その分保険料で負担する分がふえる、こういうことになっていまして、私どもは何もため込んでおるといふことではございませんで、私どもの想像を絶するような少子高齢化が大変な勢いで進行している中において、いわゆる現役世代と将来世代の負担の公平を図る、こういう観点から今積立金を実施いたしておるような次第でございます。先ほども申し上げましたけれども、現在がピークでございまして、将来はだんだんこれが減つていく、こういうことになるわけでございます。

いづれにいたしましても、先生のような御意見があることも十分に私も承知いたしております。

○小池晃君 積立金は将来世代のためだと。確かに積立金が多ければ多いほどそれは将来の保険料率を引き下げる効果はある、それは確かです。ただ問題は、これだけの消費不況がある中で、今、積み立て度合いを増していくという政策方向が今の景気を温めるといふ政策方向と照らして一体どうなのかということだと思ふんです。政府は財政再計算のたびに積立金の目標というのを膨張させてきているわけです。高齢化の一番ピークと今されているのが二〇五〇年でありまして、二〇五〇年の積み立て度合いはどうか。八九年の財政再計算のときには一・四分分という積み立てでした。九四年は二・四分分、今回は三・三年分というふうになっていくわけですか。

このような消費が冷え込んでい中で給付はほとんど削つていく、そういうことをやりながら一方でその年金積立金は積み増していき、今この時期になぜそういう政策方向をとるのか、そのことをお聞きしてらるんです。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今、豊かさの中の不安の時代という中で、一番国民の皆さんが関心を持って不安に思つていらつしやることの一つにやはり老後に対する不安というものがあるのではないかと、こう考へているような次第でございます。そういう中において、やはりきちんと国民の皆様方に将来とも年金制度に対する信頼を揺るぎないものにする、そして老後の不安を解消できるように認識いたしておるような次第であります。

それと、先ほど委員から御指摘がございましたような国庫負担を引き上げるべきではないか、こういうような御指摘でございますが、私も全く同感でございます。これは継続的な問題でございますが、安定した財源を確保して、できるだけ早く国庫負担を現在の三分の一から二分の一に引き上げる方向に努力をしていきたい、このように考へているような次第であります。

○小池晃君 できるだけ早くじゃなくて、五年前の制度改正のときに五年後までにやると約束したわけですから、それを直ちにやるべきなんです。早くやるという決意を幾ら聞いてもこれは何の足しにもならない。

私は、もう一つ別の角度からこの積立金の問題を聞きたいんですが、給付の五・五年分というような積立金を持つということ、これはグローバルスタンダードというところから見ても極めて異例なことではないかというふうに思ふんです。

アメリカは積立金を持つていない。これはペーパーマターの年金受給による一時的な給付の増加に備えるものだというふうに言われている。それでも一年分の積み立てでありまして、それからスウェーデンは積立金の保有が非常に低い、日本の三分の一から四分の一だ、国家的にこの家計貯蓄の不足分を補う役割を持つて積立金を持つていふんだというふうな議論もあるわけでありまして。

期になぜそういう政策方向をとるのか、そのことをお聞きしてらるんです。

それらに比べて日本はどうかという点、これは先ほども議論がありました。社会保障制度の不備から貯蓄率が非常に高いわけですが、こういう国でどうして国家的な強制貯蓄とも言えるような年金積立金を五・五年分も保有する必要があるのだろうか。貯蓄から消費へというのが今の政府の政策方向なわけであり、その政策方向と照らしても矛盾するんじゃないかというふうには思いません。でも、これはどうお答えになりますか。

○政府参考人(矢野朝水君) これは外国との比較でございますので、私の方から答えさせていただきます。

諸外国と比べて日本の積み立て度合いが非常に高い、これは異常じゃないか、おかしんじゃないかという御質問でございますけれども、諸外国と我が国とは高齢化率が違うわけです。今は我が国の方が高齢化率はまだ低いんですけれども、これからはヨーロッパ諸国が経験したことの無いような超高齢化社会になる、しかもそのスピードが何倍も速いということになってございまして、そういった超高齢化時代にどう備えるのか、その際には世代間の不公平を少しでも是正するというところから積立金の活用ということが課題になってございまして、これをどうお答えさせていただきます。

それからもう一つ、保険料でございます。ヨーロッパ諸国は、既に労働者に対して年収の二割がほどとんでございまして、我が国の場合は年収ベースで見ますとまだ一三・五%程度でございます。ヨーロッパ諸国と比べるとまだまだ保険料は非常に低い、しかし高齢化が急激にやってくるということになってございまして、そのためにはやはり積立金をある程度持つてその運用収入で将来世代の保険料負担を軽減する、これが世代間の公平につながる道だということ、こういった財政計画を立てているということでございます。

○小池晃君 高齢化率が違う、高い、それだけならなせその高齢化のピークとされる時期に三・三年分も積立金が必要なのかということになるんです。

それから、日本の保険料率が低いんだ、低いか今今のうちに取っておいて積み立てておいていいんじゃないか、日本の労働者はだれもそんなことは納得していませんよ。そんなことでいいと思つて、積立金をためてくださいなんて頼んでいいですか。そういうでたらめな議論をするんじゃないやしませんよ。

貯蓄から消費へという政府の政策方向と今のこの積立金をさらに財政再計算のたびごとに積み増していくという方向は、これは明らかに矛盾しませんか。これは大臣、ぜひお答えいただきたい。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 確かに私どもはGDPの六割を占める消費というものが大変減退をしていっている、これがもう一つ景気回復が本腰にならない一つの要因であるということは十分認識いたしております。

そういう中において、いかにして消費を拡大していくかということが、今後の経済運営におきまして大変重要な役割を占めるということも十分認識しておるわけでございますが、先ほども私どもが申し上げておりますことは、将来世代に対して保険料の軽減を図ることは、ひいては将来にわたる世代の消費意欲に貢献する、こういうふうなことを考へておるわけでございます。今何よりも必要なことは、国民の年金に対する信頼を揺るぎないものにして老後の不安を解消できるようにする、将来現役の若い方々が、自分たちは年金の保険料を払つても実際に自分たちがもらう額が大変少ないんじゃないか、こういうようなことが大変懸念されておるわけでございます。現在の私どもがいわゆる消費意欲の喚起と申し上げていることとこの年金の問題というのは別次元でお考えただければ幸いです。

○小池晃君 さらに、この莫大な積立金を運用するという問題についても議論したいと思つて、年金積立金は大変莫大だ、厚生省の運用方針によつて債券市場あるいは株式市場に大きな影響を与えることになるんじゃないか、これは政府による市場介入の可能性が排除されない仕組みである、これは大変問題じゃないかというふうには思いますが、いかがですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 年金積立金の自主運用に当たりまして、株式の運用につきましては、民間の金融機関に委託して行うとともに、この委託契約によりまして国あるいは年金資金運用基金が個別銘柄の指図を行うことはできない、こういうような仕組みになっておるわけでございます。

また、年金積立金の自主運用は、専らこれは年金加入者の利益のために行われなければならないことを関係者の責務として明確化しておるわけでございます。アメリカでいろいろ御指摘されていられるような御懸念のことは、年金積立金を利用した株の維持操作などいわゆる政治的な介入というのは制度的に排除される、こういうことでございまして。

○小池晃君 実際の運用は民間に委託するんだと。それにしても資金配分とか運用の評価というのはこれは国がやらざるを得ないわけですから、その際に国が介入する余地がないということは言えないと思つて。

さらに別の問題ですが、政府が個別企業の株式を保有する、これはコーポレートガバナンスの点から見てどうなのかという問題であります。議決権をもし持つとすれば企業経営をチェックしない株主だということになるわけですが、これは、いざにしてもゆがみを生じることになるんじゃないかというふうには思つて、いかがですか。

○政府参考人(矢野朝水君) アメリカでもそういう点が指摘されておるわけでございます。けれども、日本ではそういった議論も参考にしまして今回の新しい仕組みを提案してはおります。つまり、株式の運用に当たりましてはすべて民間金融機関に委託するということでございまして、国は一切口出しはしない、こういう仕組みにいたしておるわけでございます。株主議決権の行使も、国とか年金資金運用基金が行うのではござい

いません。これは民間の運用機関にやっていたということでございます。

ただ、その際には年金資金運用基金サイドでやはり株式の保有価値を高める、こういう必要があるわけでございますので、そういった観点からのガイドラインを策定したい、そのガイドラインに沿つて個別の民間の運用機関が株主権を行使する、こういう形に持っていきたい、こう思つておるわけでございます。御指摘のような御懸念は該当しないと考えております。

○小池晃君 国が議決権を持たないということであれば、これはすなわち経営をチェックできないわけですね。すなわち、国が直接被保険者には責任を持たないということになりはしませんか。これは大変問題じゃないですか。どうですか。

○政府参考人(矢野朝水君) これは民間運用機関が株主権は行使するわけでございます。その際の基本的な考え方につきましては、年金資金運用基金でガイドラインをつくつてそれを指示する、その範囲内で民間金融機関が株主権を適切に行使していただく、こういうことを考へておるわけでございます。御心配は当たらないと、こう思つております。

○小池晃君 いや、大変心配です。非常にゆがんだ姿なんです。これは、次に、リスクをこうむつたときの責任を一体だれがどのようにとるのかという問題であります。資料をお配りしてありますが、年金福祉事業団の自主運用と同様に、資金運用部からの借り入れで運用している郵貯の金融自由化対策資金、この成績をグラフにしてみました。この特別勘定は始まって以来毎年赤字であります。決算ベースで見ると、十年度では累計で三千五百九十七億円の収益となつて、年金自主運用の成績と比べると正反対の結果になつて、何でこういう違いが出ているんでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) これは両者の仕組みが相当違うわけでございます。あるいは運用評価の仕組みも異なります。郵政省の場合はほとんど、

八三%が郵政省みずからの自家運用でやっております。私どもは、そういうノウハウがないということ、基本的には民間金融機関に委託をしているわけでございます。そういう中で、資産構成も大きく変わっております。郵政省の場合は債券等の安全資産が八三%、私どもの場合はそれが五八・八%、こういった数字になっております。

それから、非常に違うのは、私どもの場合はこれは時価評価をいたしております。郵政省の場合は簿価評価です。それから、郵政省も指定単で一部外部運用しておりますけれども、これにつきましては詳細がディスクロージャーされていない、こういう状況でございます。

そういうことで、私どもは年金の本来あるべき姿ということで分散投資を中心に、しかも時価評価で評価をしている、そういう中でほかの機関投資家なり民間運用機関と決して遜色のない運用成果を上げています、こう思っております。

ただ、今の仕組みが資金運用部から金を借りてきて運用をするということで、長期固定金利で金を借りてきていますので、借入れコストが高じまりをする、そういう中で制度上こういう逆ざやが生じておるといってございます。

○小池晃君 これは簿価で両方とも比べてみたんですけれども、郵貯の場合は運用資産の割合というのが債券に八三%だと。指定単なんかもありましてから手放しにいいというわけにいかないんですけれども、とはいっても安定した資産割合になっている。それに対して年金は外国株式を含めると株式が四一%、そういうリスク資産を中心に投資してきたことがこういう結果になっているんじゃないか。

さらに、年金の株式への投資がどう行われてきたのか聞きたいんですが、九五年度から九八年度にかけて簿価での国内株式比率と国内株式での実現収益額の変化、この数字を出していただきたい。○政府参考人(矢野朝水君) 年金福祉事業団の株式運用の実績でございますけれども、まず国内株式の比率でございます。

これは時価ベースで見まして平成七年度が一八・一八%、平成八年度が二二・七〇%。この間、平成八年度は五%弱ふえておりますけれども、これは実は生命保険会社の一般勘定が五兆円ほどあったんですけれども、これを解約しているんなら資産に分散投資をしたということで、それまで一般勘定の中に隠れておった株式の比率が高まった、こういうことでございます。それから、平成九年度が二四・七二%、平成十年度が二七・四四%でございます。

それから、実現収益率を簿価ベースで数字を示してほしい、こういうことでございますけれども、実は簿価ベースでの実現収益率は把握していないわけでございます。実現収益率はもちろん私ども把握しておりますけれども、収益率という尺度では見えないということございまして、これは時間加重収益率という尺度で見ますと、平成七年度が二六・五二%、平成八年度がマイナスイ三・九〇%、平成九年度がマイナスイ三・八六%、平成十年度がプラス三・五七%でございます。

○小池晃君 私は額で通告もしたし、聞いたんです。ちよつと時間がないのでこちらで言いますけれども、国内株式比率は簿価で一%から二九%に急上昇している。その一方で、実現収益率は九五年度は四百二十七億黒なんだけれども、九六年度は千六百二十九億のマイナス、九七年度は二千三百六億のマイナス、九八年度は四千八百八億のマイナスになっていっています。

要するに、国内株でつった欠損がどんどん大きくなってきているのに、ほとんど国内株式比率をふやしているんです。ギャンブルで負けが込んで、苦しくなってきたらどんどん投入していくようなやり方なんです。極めて危険な投資行動をこの間とられてきたんじゃないか。言ってみれば、郵貯とか簡保というのは任意貯蓄であります。それに比べて強制的な貯蓄であるというふうに言ってもいい年金積立金の運用で、何でこういうリスク運用をしてきたのか。

大臣にお伺いしたいんですが、年金積立金、これが金額自主運用となったときにさらに大きな損失をつくるんじゃないかということ国民は心配しています。この国民の心配というのは私はもつともなんじやないか、そういう危険が十分あるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) まず、今回は、年金の積立金の運用は資金運用部への預託から年金資金運用基金により自主運用に改正することになっております。

御懸念の自主運用に当たりましては、国債などの債券を七割から八割程度を中心としながら、国内株式を一割程度、国外株式を一割程度など、一部を組み入れることによりまして分散投資を行いまして、長期的に見ればより安全で有利な運用が可能になると思っております。

それから、年金積立金でございますが、一定期間かけまして徐々に、十五年ぐらいでございますが、市場での運用に移行いたします。そういうことでございますし、先ほどから申し上げておりますように、これがあくまでも分散投資することによってより安全で有利な運用が可能になる、こう考えておるわけでございます。

また、御懸念のような国民の皆さん方の一部にもしそういうような御心配があれば、私どもは今回の自主運用に当たりましては、厚生大臣が決める基本方針というものをきちっと国民の皆様方にお示しして、そしてその中においてきちんと厚生省の運用関係の職員や年金資金運用基金の役員に對しましては年金資金運用に関する忠実義務であるとかあるいは注意義務を課しまして、違反者に対しては厳正な処分を行う、こういうことになっておられます。

分散投資をしても、債券だけで運用していた場合の水準を下回ることもあるんだと。運用期間を長期化すると収益率のぶれが累積されていく可能性があるため、将来における資産残高のばらつきは運用期間の長期化に伴い大きくなっていく。長ければ長いほど予期せぬ事態が起きて、そして大きな穴をあけることがあるんだと。当然の話ですね。こういうことを指摘されているわけがあります。

分散投資だから必ず安全だということは私は言えないだろうと。結局、少なくとも今までは預託分については預託金利の分は確保されていた、これは確実に入った。しかし、これからはそれも含めてすべてマーケット次第ということになるんじゃないか、そういうふうには思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) マーケット次第ということでありませうけれども、当然市場で運用するのでありますからまさにそのとおりでございますが、私どもはあくまでも、先ほどから申し上げておりますように、これは債券でも当然のことながらリスクを伴うわけでございますし、いろいろなものを組み合わせることによって市場における安全性というものをより追求していきたい、このように考えている次第でございます。

○小池晃君 今まさにマーケット次第なんだというところをお認めになった。これはやっぱりそうだと思います。

だとすると、結果責任を問われる命がけの企業のファンドマネジャーと、結果責任すら問われない厚生省の自主運用とどちらが高い運用成績を出すか。これはだれが見たって明らかなんです。厚生省が莫大な年金積立金を持ってマーケットに入ってくるというのは、これはまさにカモがネギをしょって入ってくるようなものですよ。こんなことで国民の貴重な財産である積立金に穴をあけていいのか。私は、これは大変な問題だということを改めて指摘したい。

今、大臣は、注意義務、忠実義務ということが

あるから大丈夫なんだということをおっしゃいましたが、そもそも今までの年福事業団法にも注意義務、忠実義務という言葉は入っていないんです。しかし、これは書いていなくても今までもそういう義務を負っているんだということを年金局長は答弁されました。法律に今まで書いてなかったけれども、そういう義務は守っていましたということであれば、これから新しい法律の中に忠実義務、注意義務というのが書き込まれていてもそれは何ら担保にならないんじゃないだろうかというふうには私は思いません。

昨年の時点では一兆円を超える欠損をつくっていたわけでありまして、それでも年金局長は答弁で十分な忠実義務、注意義務を果たしているとおっしゃった。これでは、マネーゲームに参加して、失敗して幾ら積立金を失っても、結局だれも何の責任もとらないということになるんじゃないですか。

大臣にお聞きしたいと思います。国民からいわば強制的に集めた年金積立金、これは運用に失敗しても、忠実に注意をやって失敗したので厚生省には責任はないんだ、国民の皆さんが損失分は負担してくださいと、こういう議論ですね。こういう議論が果たして国民の納得を得られると大臣は思いませんか、お答えいただけますか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 運用の責任ははっきりと定めておかなければなりませんけれども、私も委員の御指摘に対しまして金融資産には市場の変動に伴うものでありますと、こういうことを率直に申し上げました。それで、結果に対して責任を問うということは、私はこの問題になじまない難しい問題であると考えております。

運用に当たりまして特に重要なものは、どの程度のリスクを負って、どの程度の利回りを目指すのかというふうな、いわゆる資産配分の決定ということでございます。これは運用の最高責任者であります厚生大臣が定めることになっておるわけでございますけれども、当然この決定は運用の最も

重要な決定でございますので、年金制度を支える加入者であるとか金融の専門家の意見を聞くということが不可欠であると、こう考えておるような次第でございます。

当然のことながら、新しく発足する基金におきましては、この方針をいかにして効果的に実施するかということが求められるわけでございます。特に、どの運用機関をどう選びどう評価するかという点でありまして、どうやって配分額を決めるかなどのプロセスというものの情報公開を行いながら国民の皆さんの信頼を勝ち得ていきたい、このように考えている次第でございます。

○小池異君 マーケットというのは変動が付きものなんだ、リスクはつきものだ、そして最終的にリスクを負う可能性がある、ただその場合も結果責任はなじまないんだと、そういうことであれば、注意したか忠実にやったかということを立てることが果たして合理的に可能なのか。これは極めて難しいと思えますよ、私は。

本日の議論を通じて、この莫大な年金積立金を保有すること自体の問題点、それからこれを厚生省がマーケットで自主運用するということがいかに大きな問題をはらんだものであるかということが明らかになったんじゃないだろうかというふうに思っています。

私は、この年金改悪法案、給付の大幅な削減の問題をとって見ても、この積立金を保有すること自体、そして積立金の市場運用ということを見て、これは問題だらけだというふうには言わざるを得ない。きょうの公聴会でも意見が出ていたが、やはりこれは廃案にするしかないんじゃないかというように私は私に審議を通じて強く感じております。

きょう午前中、公聴会がありました。そこで出された意見も含めて、もう一度改めてこれは徹底的に議論をするということ、そしてさらに総理の質疑も含めて徹底的にこの問題を究明していくことに国会の責務はあるんじゃないか。ささやかれているような本日の議了、採決ということなどは

国民を愚弄する暴挙であるというふうに私は思います。断じて許されるものではない、そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○清水遼子君 社会民主党の清水です。まず最初に、障害者の無年金の問題で、先日も質問したんですが、これはすべての議員に手紙が来ているんじゃないかと思えます。

大阪のある方が、昨年一月に過労のために転倒して頸椎損傷で四肢麻痺になった。そして、六月には一般の障害者手帳を受けた。ところが、そのときに収入が非常に落ち込んでいて保険料を納められなくて、それで早速納めたけれどももうそれは支給対象にはならないということで、わずか二カ月しか過ぎていないのに、年金も給料も保障もなく、自分は夫の介護のために働きにも出られない。善悪も底をついた。上の子は高校一年、下は小学三年です。夫を病院させるために車は必要で、生活保護ももらえない。こういう状況の中で、滞納に気がつかなかったということは自分たちの手落ちだけれども、こういう人たちが全国で十万人おられます、何とか今回の改正の中で我々を救ってくれという手紙を受け取っております。

これは、けがをしてから保険料を払ってもそれはだめだというのが厚生省の方の御意見ですけども、そういうことではなくて、こういう人たちはやはり知らない場合があります、年金の場合には、ですから、この方も自分は無知だったと言っていますけれども、やはりこういう人たちは弾力的に今回の改正の中で、余りにも非情なやり方は私は問題だと思えますから、ぜひ何らかの対策を立てるように検討していただきたいんですが、いかがでございますか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) まさに年金制度の根幹にかかわるわけでございます。年金というのは、御案内のように、結局そういうまさかのために年金を納めていたが、老後の生活を支えるとか、それから障害者になった場合のためにそういうようなものを置くこと、こういうことから考えますと、これは年金制度の根幹そのものに私は触れるものであると。

個人的にそういうことについては私もいろいろな思いがいたしますけれども、私どもといたしましては、今後このような方が生じないように、保険料の納付にしまして一層の広報や周知徹底というものに努めていかなければならないということがまず一番大切なことでございます。

同時に、先ほども申し上げましたけれども、無年金障害者の問題につきましては、これまでいろいろ御指摘を受けておるわけでございます。真にやむを得ない理由によりまして、そして国民の皆さん方、またほかに入つていらつしやる方もみな含めまして納付ができるものでないかどうか、こういう点から考えていきたい、このように考えております。

○清水遼子君 絶対私は救済することが必要だと思います。ぜひそのことがお願いしたいと思います。

次に、今回の改正案では標準報酬月額の上限を五十九万円から六十二万円に改めているわけですが、これによって厚生年金の保険料の収入が幾らほどふえるんですか。それと、上限の該当者というのは何人、何%いるか、そもそも六十二万円とした根拠は何かということをお答えください。

○政府参考人(矢野朝水君) 今回の改正案におきましては、標準報酬につきまして前回改正時からの賃金の動向を考慮して引き上げることとしたしておるわけでございます。

具体的に、上限につきましては、従来から男女の標準報酬月額の平均の倍を上限の基準といたしておりました。これによりまして五十九万円から六十二万円に引き上げることでございます。それから、どれぐらいの影響があるかということもございまして、平成二十二年予算におきましては約六百七十一億円程度の増収となるわけでございます。上限に該当している方は二百七十八万人、被保険者全体に占める比率は八・二%と見込んでおる

とところでございます。

○清水澄子君 六十二万円といえ、年収は七百四十四万円ぐらゐになりますね。もつとそれはボーナスやいろんな所得のある人がいるんでしょうけれども、そういう人たちよりもつと高い人も、これで上限ですから、結局すべて平等ではありませぬ。もつと高い所得の人も六十二万円までの人と同じになるわけですから、高額所得者はたとえどんなに人数が少なくても、やはりこの階層の保険料総額というのは大きくなる。もう少し多く負担をしろというところはやはり非常に大事なんじゃないかと思うんです。

それは給付についても私は同じことが言えると思うんです。他方で賃金スライドの停止を言っているわけですが、これについては五年ごとの再計算のときにまた検討するという答弁をこの間いただきましたけれども、その点は一歩私は進んだと評価したいと思えます。

しかし、賃金スライドの停止より前に標準報酬月額の上限額よりも高い収入のあった人、つまり平均より相当所得の高かった人については、報酬比例部分の支給を少し減額するという対策だってあり得るんじゃないか。そういうことで、特に高収入の人たちと六十二万円の人と同じに扱おうというのではなくて、やっぱり所得段階的に制限をつくらうか、そういうことは考えられないわけじゃないでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 委員の御指摘は、高額の所得者にさらなる負担を求めて年金額に上限を設ける、こういうことだと思えます。

現行の年金制度におきましては給付と負担がリンクする、こういう仕組みをとっておるわけでございます。新たに、賃金が高い者について給付に結びつかない保険料負担の制度を導入することに、これをどう考えていくかという問題が一つの問題点だと思えます。

それからもう一つの問題点は、賃金が高い者については現行制度においても賃金が高い者に仕送りをする側に立っていただきたい、こういうこと

だと思えますが、これをどういうふうに評価するかということではないか、こう思っておるような次第でございます。なかなかこれはいろいろな難しい問題がありますけれども、十分にこれから議論をする問題である、このように考えております。

○清水澄子君 今回の改正案については、きょうの公聴会におきましても、これは大企業とか比較的安定したところに職業を持つている人たちにとつてはまた将来があるのかもわからないけれども、自営業とかパートとか非正規労働者とか、それから今後失業に追い込まれる人とか定年を迎える人たちにとつては全く希望の持てない年金であるという声も多かつたわけです。

そういう中で、私は女性の年金については毎度発言をしているわけですが、まず今回の年金制度改革案の「基本的な考え方」というところに、「公的年金制度を長期的に安定して運営していくためには、給付と負担の均衡を図ることが不可欠である。年金制度改革の枠組みを決めるためには、給付と負担をどのような水準で均衡させるかが非常に重要な課題である。」とつたわけですね。しかし、その基本的な枠組みの中には、人口の半数を占める女性の年金のあり方についてはこれは別になつて、先送りになって、そのことはまさに片肺の飛行機のようなものであつて、年金制度の長期的な安定を描くことは私は決してできないと考へます。

その上に現行の男女格差を前提としたままの給付抑制策ですから、これがより女性に厳しい内容を押しつけてくるということになつて、これは女性にとつても非常に問題が多くて、これだけでも今回の年金の改正案を通すというのは本当に私たちが許しがたいような思いがしております。

特に、女性の年金制度の給付構造や拠出控除構造というのは非常に不公正なままでありまして、これらを抜本的に改革しないか。それに取組んでいくということが、これからの少子高齢化社会であればあるほどとても重要なこととござい

ますので、この点についても何回も私たちは迫っていますけれども、早急に重要な問題として直ちに改革に取り上げるよう大臣にお願いしたいんですが、いかがですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 女性と年金の問題につきまして、この委員会でも御指摘もございまして、各方面からこの問題につきましてもさまざまな御意見がございまして、私も十分に承知はいたしております。

女性と年金の問題の中で幾つかの問題点、例えば専業主婦の保険料の問題、一千二百万人のサラリーマンの専業主婦にもその負担を求めることが適当なのかどうか、それから遺族年金の廃止であるとか、給付水準の引き上げの制度の変更に伴う問題であるとか、それから年金制度にとつては、これはあくまでも民事法制における、例えば離婚時の財産分与のあり方、さらに税制における配偶者の取り扱い、こういうものもろの社会保障など幅広く検討する必要があるのではないかと思っております。

これは、私は早く検討しなければならぬと思っております。その認識は持つておりますが、いろいろこの委員会で特に女性の議員の皆さん方から御指摘を受けまして、いろいろな方にお聞きしますと、現状においても意見が、特に女性の中でも意見が分かれていて、しかも、またサラリーマンであるとか労働組合なんかの方にもいろいろ聞いてみると、なかなか意見が一本化しにくい面があるんじゃないかということも率直に認めざるを得ません。

しかし、だからといって、いつまでもほつておいていいという考え方はありませんし、基本的に、私は何度でもここで申し上げておきますけれども、あくまでも女性の年金権というものを世帯単位ではなく個人単位として考えてどうやっていくかという方向で、要するにできるものから何とか一つでも二つでも前進をしていきたい、こういう考え方を持つておるような次第でございます。

○清水澄子君 時間が少なくて、具体的なことは今までも述べましたが、まだいっぱいあるんですけれども、女性の年金は集中審議してもいいくらい非常にたくさん不公平な問題、矛盾の問題、いっぱいございます。そういう中で、一つは、どうしても女性自身が税や社会保障を負担する、担える女性になるような方向での政策にチェンジしていくということは非常に重要なことではないかと思ひます。

そういう点で、難しいというんじゃないで、実態をお調べになれば、どれならばできるというところが一つずつあると思ひます。そういう実態の中で、例えば今、働く女性が非常にふえてきています。それから、就業形態も非常に変わってきています。し、婚姻関係も多様化しておりますね、離婚とか同棲とか単身とかシングルマザーとか。そして高年齢人口は女性の方が多いわけですね。それに沿つた年金の内容にしなきゃいけない。

ただ一つ申し上げておきたいのは、今、雇用労働人口の中で女性は二百二十四万人働いているんです。しかし、その人たちの最近の傾向はもう半分以上がフルタイムからパート、正規職員から非正規職員、派遣とかそういう労働、臨時とかにずつと切りかえられていくから、ますます低賃金になつていく。

つい最近も聞いたんですが、女性は二つ仕事をします。夜の方が少し賃金が高いので、それで二つ仕事をかけ持つてやっています。そうすると、年間時間を調べたら、三千時間働いて年収三百万円だということ、そういう母子家庭の実態も出てくるわけですね。これは私は特別なことを言つておるんじゃないんです。そういう面でも、非常に働く女性がふえるんだけれども、逆に低賃金の人がふえていく。非正規社員がふえている。これは労働問題だとおっしゃるかもしれないけれども。

だから、年金の問題は総合的に早く検討しなきゃいけないこと、それからそういう非正規の人でも年金保険料を納める、厚生年金に加入できる、する道というものを開いていくことだと思ひ

んです。それが年金財政への今後の影響という点について大きな意味があるという面では、私はぜひパートタイムや派遣労働の人などの非正規労働者が厚生年金に加入しなければならぬという、そういう制度につくりかえていただきたい。それは法制度の上でもやっていただきたい。このことを強く要望しておきますが、大臣、これは約束してください。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今、委員御指摘のようなパートであるとか派遣労働者の非正規の就労者への厚生年金適用でござりますが、現在でも労働時間が通常の労働者の四分の三以上の方につきましては、賃金の多寡にかかわらず厚生年金が適用される、こういうことになっておるわけでござります。常用雇用者をなるべく厚生年金の被保険者とする基本的な考え方に立ってさらに努力をしていきたい、こう考えているような次第でござります。

○清水澄子君 きょうの公聴会でも問題になりましたが、厚生省の社会保険庁の資料によりまして年金の中で第一号被保険者の方が非常にふえていますね。これは、リストラやそういうことで国民年金に入る人たちが四・三ポイントも最近ふえているわけです。そして、その中で国民年金の免除を申請する人の数がふえてきている。それから未納者の数がふえてきている。そういう意味で、年金受給権なしの人たちの数とか、こういう今の年金状況の中で、今日の経済状況がこういう変化をあらわしているんですね。そういう中では、やっぱり基礎年金の二分の一を一日も早く実行するということが非常に重要だと思えます。そのことが一つ。

それからもう一つだけ、もう時間がないので続けて言います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今、委員御指摘の問題を先送りしている。これは、今も申し上げたように機械的に負担の見直しとか総報酬制の導入などの影響を計算している。それで、賃金上昇率は年二・五%とか、物価上昇率は一・五%だと

か、運用利回りは四%などとなって、そして国庫負担割合の問題とか第三号被保険者とか女性の問題とかパートの問題とか国民年金の加入、未加入の問題とか、そういう現状を改革しなければならぬものすべて先送りした中で、現行制度の財政面のみからの手直しとして出発している。こういう厚生省の論の立て方は、私は本当に転倒していると思えます。ですから、今回の改正は私は経過措置的なものだというふうには思いませんけれども、大臣はどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今回の年金法の改正は、大変深刻化する少子高齢化社会におきましていわゆる若年世代の負担を軽減する、それから将来とも確実な給付を行う、こういう観点に立って国民の皆さん方に御理解をいただきたい、こういう観点から今回の年金法の改正をお願いいたしておるわけでござります。

同時に、先ほど来御議論になっております国庫負担の三分の一から二分の一ということでございますが、これにつきましては、私個人もかねてからそういうような主張を持っておりますし、今回の附則の中においても、安定した財源を確保してできるだけ早く二分の一に引き上げると、こういうことでもござります。

大変な巨額な財源を伴うわけでござりますけれども、知恵を出して、そして国民の皆さん方の御理解を得ながらそうした方向で、いざいざいたしましたも将来的に安定した我が国の年金制度を確保することが最大の私どもの役割だと、このように考えているような次第でござります。

○堂本暁子君 参議院の会の堂本暁子です。

従来、年金の制度、今回四共済もありませんけれども、そういう制度間の不平等、あるいは農業とか自営業とサラリーマンとの間の職種間の不平等が指摘されてきました。今回は、私は男女間の不平等に特に焦点を絞らせていただいたんです。それでも本質は全部同じだということふうに思っ

ています。

前回、農林共済の問題を議題にして、そのときに農林共済のパートタイムの方は三万人という資料をいただきました。これは非常に少ない数字ではないか。ある広域合併した農協では六百人中二百人がパートだということもありました。果たしてこれが実態に即しているのかどうか、非常に不思議です。年金白書によりますと、パートは、いわゆる短時間雇用者ですけれども、十年間で一・五倍にふえた、一千百十四万人中七百四十六万人が女性であるということ、大体七割が女性ですね。こういうふうに見ますと、その三万人というパートは農協では少ないんじゃないかと思えますが、これは三年前の資料なので、また委員会が終わったらいざいざ一番直近の資料がいただければいいなと思います。

先へ行かせていただきますが、パートが一カ月以上契約されていけば強制加入になっていると、農林年金です。そして、百三十万円以下でもパートとして強制加入される。近く厚生年金との統合ということが言われているわけですが、このように制度で全く違うパートタイム労働者は一体どのようにして扱われるのかということを知りたいと思えます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 平成八年の閣議決定では、被用者年金制度の再編成を進めるに当たりまして、財政再計算時には将来の財政の見通しなどについて綿密な分析を行うと、こうなっております。このため、農林共済を含む各制度のあり方につきましては、まずそれぞれが財政再計算をしていただいて、それを踏まえて関係省庁や関係団体とも協議を行いながら具体的な検討に入りたいと思っております。

それから、パート労働者の適用のあり方でございますが、制度間の取り扱いは違いますが、共済年金制度の性格、そのほか従来の取り扱いの経緯などによるものであります。これらの相違をどのようにして取り扱っていくかにつきましては、今後、被用者年金制度の再編成を進め

ていく中で十分に検討を進めていきたい、このように考えておる次第でござります。

○政府参考人(石原義君) 総合農協の臨時職員の数でございますが、先ほど先生の方から三万人という数字をお挙げになりました。これは九年度の数字でございます。その後、まだ統計が整っておりませんが、ございませぬが、九年度で九・六%ということになっておまして、八年度が八・六%、前にさかのぼりますと七年度が八・三%ということ、八・三、八・六、九・六とふえておりますので、恐らく十年度は九・六よりふえてい

るものと考えております。

○堂本暁子君 このように農林年金一つとりましても、百三十万円以下の強制加入というのは私は存じませんでした。このようなことも、自分の入っている年金以外のところであらうということになっていくというのを全く知らないわけで、やはり余りにも複雑、余りにも情報が開かれていないというふうな思えます。

この際、前からは言わせていただいておりますけれども、制度というのはやはり単純化することが必要だ、もう日本人ならだれでも、どういう制度になっていて、いつから払えば幾らもらえるのかというふうなことがはつきりわかるような情報公開を徹底的にすべきだというふうに思っています。そういうような、これから完全にわかるような形にしていただけるのかどうか、その点を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 年金制度に対しまして国民の信頼を確保していくためには、当然のことながら年金に関する情報というものをわかりやすい形で積極的に提供して、今、委員が御指摘のように国民の間でも十分に議論を行っていく、これが何よりも大切である、こう考えているような次第でござります。

こういう観点から、今回の改正では、現行制度の仕組みであるとか改正の考え方や、まだまだ難しいんですが、できるだけわかりやすく取りまとめた年金白書を発行するとともに、年金審議会

の資料であるとか、あるいは議事録をホームページなどで公開することによって、国民に対し幅広く議論の素材を提供して国民的な議論の喚起に努めていきたい、こういうところでございます。いずれにいたしましても、委員御指摘のように、今後とも、年金に関する情報公開を行いまして、国民的な議論を十分に尽くして、そして何よりも国民の皆さん方に御理解をいただかなければなりません、合意を得ながら制度の運営に取り組んでいきたい、このように考えているような次第でございます。

○堂本睦子君 けさの公聴会で何人かの方の御意見の中でも、審議会の委員でいらっしゃる方でも、結構今度の改正については批判的な御意見が多いことに驚きました。

例えば高山先生も、学生が、いわゆる収入のない人が年金に入る、そういう社会保障の制度に入るといふことは異常だということは何人かの方がおっしゃって、日本は非常に例外的な国である。私もよそのことを知らなかったものですからそうかなと思つて伺いました。実際に動き始めるのは、十八歳から大学院を出れば三十歳の人もある、入り口がそういうふうにはばらばらなのであれば出口もばらばらでもないのではないかと、いふふうにおっしゃったんですね。それを六十五歳で切つてしまふのは一体どういふことなのだろうか。そして、実際に六十歳から今度六十五歳に引き上げて、現時点では二%から三%、五万人程度である、そのことのために今景気が悪いときにむしろ労働意欲をそぐことになるのではないかと、いふことを高山先生はるおっしゃったんです。私も本当にそこところはそう思います。

今回、財政的な理由からの改正といふのは理解いたします。しかし、この間ずっと申し上げてきたように、今回の改正では不公正はとも十分には正されない。これは女性の問題だけではないです。いろんな是正が必要だと思つた。

例えば、きょうの公聴会でも一つ印象に残つたのは零細企業。会社に勤めていても会社が厚生

年金に入らないそういった零細企業では、夫と妻はともに一号の被保険者になる、そうすると同じ妻の立場にいてもむしろ収入が少なければ少ないほど二万六千円の保険料を払うわけです。それに対して、大企業だったら妻は免除されている。こういう不合理が実際に出てきているわけです。これは別に女性の問題ではなくて、やはり男性でも同じだと思います。厚生年金に入らなくて第一号の被保険者になるというふうなことがあるということをおっしゃいました。

私がおっしゃるところで、るる今までも申し上げてきましたけれども、どうしても今回やればやるほどだんだん納得がいなくなつてきている最大の理由は、こういう保険制度を続けていると社会保障のあり方というのが、一号、二号、三号の間不公平あるいは制度間の不公平、それから一番大きいのは職種間の不公平、そしてどう考えてもやはり貧しい人の方にしわ寄せが行くようなことになっていふと思つて、実態を考えるとそうだと思うんです。それから、農村の女性の場合もそうだと、いふふうには言えます。

従来この制度というのは高度経済成長期に生産と企業に利するような形で寄与してきた、これは事実だろつといふふうには思ふんです。七五年の改正については、大臣は女性に年金権を与えた改正なのだ何度もおっしゃった。確かに年金権は与えられたかもしれない。しかし、その改正ゆえに性別役割の分担、男は仕事、女は家庭という性別役割が固定化したことが一つ。そして、そのために男性が会社人間化せざるを得なかつた。だから、過労死とか五十歳の自殺なんといふのは本当に苦しいことなんです。それがそういう形で出てきた。女性の意見が分かれるとおっしゃいますけれども、女性の意見が分かれるという問題よりも、こういう制度のための社会構造がやはり晩婚化を生み、少子化を生んでいるといふことを一番最初のときに申し上げました。

がなぜこのことが今回の改正に入らないことに大変不満を抱いているかといふと、社会保障制度審議会の九五年の準備作業として九四年九月に出された社会保障将来委員会第二次報告というのがあります。

その中でどう言っているかといふと、妻は家庭内にとどまり夫に扶養されるのが一般であった家族の姿を前提とした社会保障、税制などの社会制度を見直し、主として常用の男子労働者を念頭に置いて構築されたこれまでの社会保障制度を再編し、世帯単位中心のものからできるものについて個人単位に切りかえることが必要である。

これは九四年です。五年前に言われている。五年前に言われているにもかかわらず、今二〇〇〇年です。もう六年たつていふ。なのに、これはこれからの課題でございますといふふうには厚生省も大臣もずっと答弁されている、これから審議会でもやります、これは五月になつたらやります。これは、女性の問題でも学生の問題でも何でもなくて、やはり日本の社会構造の問題だろつと思ふんです。高度経済成長期の社会構造から低成長期の社会構造への転換をするために一体どうあるべきなのかといふことだと思ふんです。

私は、もうこのことで多くを述べたつもりはないんですけれども、やはり審議会のあり方自体も間違つていふと思ふ。審議会の中にどういふ方が入つていらつしやるかといふと、専ら学識経験者が七人、それから組合、労働界から四人。一号被保険者の妻の立場とか零細企業の事業主の方とかそういう方は、意見は聞くのかもしれないが、審議会のメンバーには入っていない。だから、意見を聞き及んでそれで終わつてしまふ。農村の妻の立場で入つていられる方がおられるでしょうか。そういう方もおられない。

これでは、私は、抜本的な改革をしない限り女性の問題だけに特化してもだめである、あくまでも抜本的な問題を解決しない限りこいつた矛盾を次から次へとまた引きずつて五年、十年とたつていったときに社会自体が非常に疲弊するといふ

ふうには考えますが、大臣がそこでいつも申していただきますけれども、これは意見が合う合わないの問題ではない、やはり大臣の決断だと思つて。政治の決断が必要だ。そうでない限りできないと思つておりますが、はっきりしたお返事をぜひともいただきたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 委員からさまざまな問題の御指摘がありました。

一部の御意見については私もなるほどなという部分がないわけではございませんが、一部についてはそこまでお考えになるのもちよつとどうかというところが、率直な話、私なりに考えました。

ただ、大切なことは、今いろいろな問題がありますけれども、将来にわたつてこの年金制度といふものをどうやって長期的に安定させていくかという問題でありますし、それから、委員からはたびたび指摘されておることは、女性のいわゆる社会進出といふのが年々進歩中において、自立して働く女性という視点で年金制度のあり方を考えて、年金制度といふものを基本的に世帯単位中心から個人単位に組みかえていく、こういうようなこともあつたわけでございます。

私も基本的にその方向が望ましいといふことをこの場で申し上げました。そして、実際に個人単位を進めた場合にはいろいろな、先ほどから申し上げておりますが、これを言うともまたおまはさずだと、こうおしかりを受けるようでございますけれども、率直に申し上げて、私は別段いろいろな御批判といふものを一身に浴びることはやぶさかではないんです。やぶばり国民の皆さん方の大勢の御意見といふか、成熟していかないと実際問題なかなか難しい問題である。

何も選挙が怖いとか一部団体が怖いとか、そういうことではなくて、やぶばりまだまだ十分にこの問題について、例えば女性のさまざまな問題について御議論をいただきたいといふことであつて、先ほどからずっと皆さん、私の方に注目していただいておりますが、皆様方の御主張は御主張として私なりによく理解できます。しかし、まだま

だ国民全体の中においてさまざまな意見があるというところ、ぜひともこれも御理解をいただきたい。

そういう意味において、ぜひともやっぱりこの問題を、この年金というものは大変大きな問題でございまして、女性のいわゆる就業の実態であるとか、あるいは社会におけるさまざまな問題というものをすべて年金に絡ませるといって考え方にはいささか、ちよつと首をかき上げるんですが、いずれにいたしましても、私どもと先ほど委員あるいは女性委員の方々が指摘している方向性は変わらないわけでございますので、私も精いっぱい努力をしていきたい、このような決意でございます。

○堂本睦子君 女性のことを言っていましたから女性のことでお答えくださったんですが、女性の問題だけではないと思います。

私は、北海道から沖縄の先まで国民の方がよっぽど成熟していると思うんですよ。私が六十五歳になったときに、六万七千円しか年金が来ないのか、それとも二十万円一生来るのか、これはその人の人生にとって大変なことなんです。だから、そういった意味で、みんながわかっている、まだ成熟していないというのは、それは違います。成熟しているからこそ今不安なんです。成熟しているからこんな複雑で何がどうなっているかわからないということが不安につながっているわけなんです。だから、私は情報公開をもっとしてくださいと申し上げているわけです。

この間たまたま子供の日記を読んでいたら、農村のことを読んでいたら、きょう局長いらしてくださったのであえて言わせていただきますけれども、小学生の子供です。母ちゃんの手はしわだらけだ、よく働いている。私は大きくなったら働かなきゃいけない、だけと母ちゃん見ていると嫌、絶対嫌と書いている子がいる。そういうものです。子供たちはみんな見えています。今この両親がどういう年金のもらい方ができるのか、おばあちゃん、おじいちゃんはどうなっていくのか、それを見ていくわけです。

だから、私は十分、成熟という言葉は当たらないかもしれないけれども、その一人一人にとって切実な問題だということだけは申し上げられる。だからこそみんな必死になつて、私たちが必死になつて申し上げるのは、何もこの制度が社会全体を変えるものではないというふうに、大臣おっしゃいましたけれども、私は相当影響があると思います。

この間会った女の人は、私は強制的に保険を払うことをとめられましたという言葉を使いました。一万三千円それまで払っていた、八五年から払うことをとめられた、私は従属的な立場に置かれたんです。これはお金の計算ではないんです。夫に従属した立場に妻が置かれてしまった、それを国によって強制されたという意識を彼女は持った。

これは別に女の問題だけではない、零細の方もそれから農村の女性たちも、そして学生も長いこと研究して働いていない人もいます。そういった人たち一人一人にとって、だれもが不公平ではない、きちんと保険料を払えばきちんとすれば年金が幾らももらえるんだということがわかるような単純な、私は税金方式には反対ですが、基礎年金も私は保険でやるべきだと思つていますが、少なくとも日本人だれもが平等だと感じる改正をこれから可及的速やかに、できるだけ早い時期にしたいと思つておられる、もし御決意を伺えればあれですが、もう時間が来ていますと思つて、一言だけ何つて、やめさせていたいただきたいと思つて。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 年金だけでなく、社会保障の中において全く矛盾がないと言つたらうそです。正直申し上げて、今御指摘のいわゆる自営業者の問題も社会保障の中でいつも、これは医療においても同じこととございます。なかなか所得の把握がしにくいんじゃないかと、あるいは税制上の問題であるとか、さまざまな問題点がありますけれども、私はやはり、委員が御指摘のように、国民の皆さん方だれしもが納得して社会保

障、いわゆるお互いに支え合うということに協力していただけるような方向を目指してやっています。なければならぬ、こういうような決意を持って一歩一歩、なかなか厳しい道でございますが歩んでいく決意でございます。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひいたしました。

私は、本日は、平成十年に出されました総務庁の行政監察に対する厚生省の回答を読ませていただいたんですけれども、その中から、いろいろ今回のこの改正案の中におきまして、例えば学生さんの保険料の納付のあり方、この行政監察の勧告に沿うような改善も盛り込まれております。そうした中で、二十五年という加入期間が不足するため基礎年金の受給権が発生しない、こういう方に対して特例的に減額年金を支給する制度の導入については盛り込まれておりません。

この問題については、昨年も私は質問をさせていただきました、たびたび諸先生方からも御指摘がございましたけれども、まずこの問題に対してどのような検討が行われたのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(矢野朝水君) 行政監察の指摘を受けましていろいろ内部で検討をいたしましたわけでございます。

ただ、この二十五年という資格期間を短縮するという問題につきましては、これは二十歳から六十歳の間の四十年間の中で二十五年ということとございまして、決して無理な期間ではないんじゃないか、あるいはまたこれを短縮いたしますとかえって未納、未加入者がふえるんじゃないか、あるいはまた年金財政にとりましても保険料収入が減って運営が厳しくなるんじゃないか、こういったいろいろな問題点がございまして、今回の改正では具体的にこの問題は取り上げなかつたところでございます。

○西川きよし君 私が質問させていただいたのは昨年の三月三十日でございます。その二カ月後の五月二十八日、神奈川県平塚市の年金担当者、

五十九歳の男性の方ですけれども、新聞でも大きく報道されておりました、年金殺人事件というような報道がございました。大変お気の毒な事件でございましたけれども、この事件の背景には年金上どういふ問題があったのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(小島比登志君) お尋ねの事件でございますが、被害者が二日後に死亡しているために詳細は不明なところが多いわけですが、お尋ねのように、昨年五月二十八日、この事件の加害者が神奈川県平塚市役所に年金相談に訪れました。年金担当者はこの加害者に対して、六十歳まで保険料を支払っても年金を受給するために必要な資格期間を満たさないうえに年金受給に結びつかないということ、それからさらに六十五歳までの高齢任意加入によりまして年金を受給するために必要な資格期間を満たすことができる、その旨を説明いたしました。加害者は納得せず、これまでの支払い分を返すように主張したことからこの事件に至つたというふうに承知をしております。

○西川きよし君 犯罪は犯罪として本当に厳正に裁かなくてはいけないと思うんですが、報道によりますと、この事件の背景には、ただいまの御答弁にもありましたように、二百五十一カ月の保険料を払いながらも給付を受けることができなかった、つまり二十五年、三百カ月というようなことが達成されていなかったわけですから、この件に限らず改めて検討が必要ではないかというふうに思うわけです。

この監察の報告書にもありますけれども、既に適用している被保険者の中にも、平成八年度以降の保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格が生じない者が何と三万九千人いるという、これは厚生省の調査でございますけれども、厚生省ではこの数字自体をどういふふうにとり受けとめていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) これまで二十五年の資格期間を満たせるようにということで、例えば

……(議場騒然、聴取不能)

○山崎正昭君 私は、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金資金運用基金法案、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、七案の質疑を終局することの動議を提出いたします。(発言する者多く、議場騒然)

○委員長(狩野安君) ……山崎さん……(議場騒然、聴取不能) ……本……されました。……

○山本保君 私は、……(議場騒然、聴取不能) 平成十一年……どうぞ御賛同いただきたいと思ひます。

○委員長(狩野安君) ……(議場騒然、聴取不能) の討論を省略し、直ちに七案一括して採決に入ることの動議を提出いたします。

○委員長(狩野安君) ……(賛成、賛成)と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然、聴取不能)

(委員長退席) 午後六時

本日の本委員会における再開後の議事経過は、次のとおりである。

○国民年金法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一一八号)

○年金資金運用基金法案(第百四十五回国会開法第一一九号)

○年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第百四十五回国会開法第一二〇号)

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二二号)

○私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二四号)

法律案(第百四十五回国会開法第一二二号) ○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二三号)

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二四号) 右七案を議題とし、質疑を終局した後、いずれも修正議決すべきものと決定した。

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願(第四八九号)

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願(第四九〇号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第四九一号)

一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第四九二号)(第四九三号)

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願(第五〇一号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願(第五二七号)(第五二八号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第五三〇号)(第五三一号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三四号)(第五三五号)(第五三六号)(第五三七号)(第五三八号)(第五三九号)(第五四〇号)(第五四一号)(第五四二号)(第五四三号)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)

一、年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願(第五五〇号)(第五五一号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第五五二号)

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第五六六号)(第五六七号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七一号)(第五七二号)(第五七三号)(第五七四号)(第五七五号)(第五七六号)(第五七七号)(第五七八号)(第五七九号)(第五八〇号)(第五八一号)(第五八二号)(第五八三号)(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願(第五八九号)(第五九〇号)(第五九一号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九五号)(第五九六号)(第五九七号)(第五九八号)(第五九九号)(第六〇〇号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願(第六一四号)

一、保険による良い歯科医療の実現に関する請願(第六一五号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第六一六号)

一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第六一七号)(第六一八号)

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願(第六一九号)(第六二〇号)(第六二一号)(第六二二号)(第六二三号)

一、社会保障拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第六二七号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第六二八号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第六二九号)

一、安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願(第六三〇号)(第六三一号)(第六三二号)(第六三三号)(第六三四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六三七号)(第六三八号)

一、社会保険の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第六三九号)(第六四〇号)(第六四一号)(第六四二号)(第六四三号)(第六四四号)(第六四五号)(第六四六号)(第六四七号)(第六四八号)(第六四九号)(第六五〇号)(第六五一号)

一、保険による良い歯科医療の実現に関する請願(第六七七号)

一、医療費負担の引上げ反対、介護保険の緊急改善に関する請願(第六七八号)

一、介護保険の緊急な改善に関する請願(第六七九号)

一、介護保険の緊急改善策に関する請願(第六八〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願(第六八一号)(第六八二号)

一、社会福祉の拡充等に関する請願(第六七〇号)(第六七一号)

一、患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願(第六七八号)(第六七九号)

一、介護保険等の緊急な改善に関する請願(第六七〇号)(第六七一号)

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願(第六七四号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願(第七一五号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第七一七号)

一、婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願(第七一八号)

一、安心に関する請願(第七一八号)

一、保険による良い歯科医療の実現に関する請願(第七二二号)

一、介護保険の緊急改善に関する請願(第七二三号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第七二四号)

一、社会福祉の拡充等に関する請願(第七二五号)

一、患者負担の再引上げ反対、安心してかかり

やすい医療に関する請願(第七二六号)

一、年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障に関する請願(第七二七号)

一、患者負担を元に戻し、安心してかかりやすい医療の充実に関する請願(第七二八号)

一、国民健康保険制度の充実・発展に関する請願(第七二九号)

一、介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願(第七三〇号)

一、乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願(第七三二号)

第四八九号 平成十二年三月三日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 大阪府交野市藤が尾六ノ一五ノ二
六 松下順一 外千九百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

現在、合計特殊出生率(一人の女性が一生に産む子供の数の平均)が一・三八にまで低下しており、安心して子供を産み、育てられる環境を整備するための公的支援が求められている。また、不況の下で「子供が病気のときには、費用の心配をしないで医師の診察を受けたい」、「安心して預けられる保育所を設置してほしい」との願いが強まっている。

ついでには、国の責任により子供の健全な成長を保障することにより、若い父母が安心して働き、子育てをできるよう、次の事項について実現を図りたい。

一、国の責任により乳幼児医療費無料制度を確立すること。

二、公的責任により保育所及び保育条件を充実させ、待機児解消のための緊急対策を採ること。

第四九〇号 平成十二年三月三日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 千葉県市川市市川三ノ三九ノ一九

河合佳枝 外二千九百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第四九二号 平成十二年三月三日受理
社会保険の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 神戸市灘区友田町二ノ二ノ一
中喜代治 外九千九百七名

紹介議員 石井 一二君
この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第四九二号 平成十二年三月三日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市東大宮七ノ三ノ一
五 藍芳子 外二十九名

紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第四九三号 平成十二年三月三日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 北海道小樽市桜五ノ二ノ三
米沢ツル 外二十九名

紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第五〇一号 平成十二年三月六日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都港区高輪四ノ六ノ二九ノ五
〇三 鷲尾悦也 外一万六千一百名

紹介議員 今井 澄君
一、安心と信頼に基づく年金制度に改めること。
1 全国民が加入する基礎年金の国庫負担割合を直ちに二分の一に引き上げるとともに、速やかに税方式への転換を図ること。

政府の年金法改正案のうち、厚生年金等の報酬比例部分の五%削減及び賃金スライド制の廃止を取りやめ、現行の給付水準を維持すること。

3 雇用と年金支給開始年齢を接続するとともに、報酬比例部分の六十歳支給を維持し、基礎年金の前倒し受給についての減額率の改善を図ること。

二、医療改革なき負担増を撤回すること。
1 医療保険の診療報酬の引上げ、老人医療費の割増負担導入及び高額療養費について限度額の引上げを行わないこと。また、介護保険制度の導入に伴い、健康保険料を引き下げること。
2 高齢者医療制度の改革など医療制度の抜本改革を平成十二年度中に実施すること。

第五二七号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市根岸台八ノ七ノ四
ノ一一五 只野久美子 外五百八十四名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五二八号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町二ノ一ノ六ノ一
〇二 阿部志津子 外五百九十五名

川本蘭子 外五百八十四名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三〇号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 大阪府摂津市島飼野々三ノ三ノ一
一二 福永神治 外五百八十四名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三一号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 長野県松本市芳川小屋北原町四七
〇ノ一 柳澤忠幸 外五百八十四名

紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三二号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 千葉県市川市南大野一ノ三
児玉三智子 外五百八十四名

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三三号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 大阪府高槻市柱本新町一七ノ一三
小寺弘美 外五百八十四名

紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三四号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 北海道旭川市末広東三条二丁目

する請願

請願者 長崎県諫早市福田町四六ノ二三
金藤恵美子 外五百八十四名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三五号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 群馬県高崎市高砂町二五ノ三ノ五
〇九 吉田眞樹子 外五百九十五
名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三六号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 茨城県水戸市元吉田町一、九五五
ノ二四 齊藤長一郎 外五百八十
四名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三七号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 岩手県一関市関が丘五一ノ三 高
橋幸恵 外五百八十四名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三八号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 秋田市新屋比内町一四ノ六〇 千
葉康博 外五百八十四名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五三九号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 埼玉県狭山市狭山台一ノ一八ノ一
二 平沢秀元 外五百八十四名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四〇号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 京都市山科区御陵久保町一ノ一
三 吉野一之 外五百八十四名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四一号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 長崎県島原市上新丁二ノ二、五五
三 龍征子 外五百八十四名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四二号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区権太坂三ノ九ノ
一ノ五一五 平井製恵子 外五百
八十四名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四三号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来
一、九九一 山本美由紀 外五百

八十四名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四四号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 広島市東区上大須賀町二ノ二七
森下博之 外五百八十四名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四五号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 沖繩県那覇市繁多川一ノ二二ノ一
金城朋美 外五百八十四名
筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四六号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 京都府宇治市明星町三ノ九ノ七三
森本さつき 外五百八十四名
宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四七号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 神戸市垂水区小東山本町二ノ三ノ
三ノ三〇七 野口正美 外五百八
十四名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四八号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 秋田市山王四ノ六ノ五 伊藤和雄
外七千八百三十五名
紹介議員 金田 勝年君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

する請願

請願者 東京都武蔵村山市緑が丘一、四六
〇ノ四三七ノ五 三堀美奈 外五
百八十四名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五四九号 平成十二年三月六日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願
請願者 静岡県島田市中溝町一、四一四
松本敏 外五百八十四名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第五五〇号 平成十二年三月六日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に
関する請願
請願者 神奈川県平塚市河内五三ノ一六八
鈴木信次郎 外四千四百二十二名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第五五一号 平成十二年三月六日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に
関する請願
請願者 北九州市小倉南区下曾根四ノ一四
ノ二 末永圭 外四千四百二十二
名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第五五二号 平成十二年三月六日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に
関する請願
請願者 秋田市山王四ノ六ノ五 伊藤和雄
外七千八百三十五名
紹介議員 金田 勝年君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五五四号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平三ノ一ノ七

ノ六〇三 高島順子 外二万七千二百四十一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五五号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 栃木県小山市西城南四ノ二八ノ一

一 増田滋 外二万四千四百三十九名

紹介議員 日下部禮代子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五六号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向五ノ一〇ノ一七

ノ四一六 加藤実 外三万二千七百四十四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五七号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 埼玉県久喜市青葉二ノ七ノ三二

鈴木俊一 外二万五千七百二十九名

紹介議員 谷本 巍君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五八号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

する請願

請願者 山形市中根田二ノ一五ノ一三 眞

木滋夫 外二万七千二百五十三名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五五九号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 兵庫県水上郡市島町徳尾一、四〇

一ノ一 葛野和明 外三万五千五百五十四名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五六〇号 平成十二年三月六日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願

請願者 茨城県北茨城市磯原町磯原一、六

三〇ノ二〇二 舟橋博 外三万二千六百六十四名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第五六六号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都府中市住吉町三ノ八二ノ四

桑田唯 外四千四百九十八名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五六七号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久三ノ一四ノ一

〇ノ二〇一 小川祐子 外四千四百九十八名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第五六八号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都練馬区旭丘一ノ五〇ノ一二

野口眞裕 外四千四百九十八名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第五六九号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都あきる野市瀬戸岡二七五

泊広幸 外四千四百九十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第五七〇号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都西多摩郡日の出町平井二、

一九六ノ四一七 上村行永 外四千四百九十八名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第五七二号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原三ノ六ノ三〇

久保田直美 外四千四百九十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第五七二号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五七三号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町五ノ一一ノ

七 井出斉 外四千四百九十八名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第五七四号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台三ノ四ノ六

藤井美佐江 外四千四百九十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五七五号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都墨田区東向島二ノ三三ノ一

〇 徳永初江 外四千四百九十八名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五七六号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都足立区日ノ出町二七ノ二ノ

八〇一 鈴木博 外四千四百九十八名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第五七七号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 埼玉県川口市領家四ノ三ノ二四
菅野義明 外四千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五七八号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 埼玉県春日部市柏壁四ノ三ノ五
高橋照男 外四千四百九十八名
富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五七九号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都足立区千住四ノ五ノ八
川賢一 外四千四百九十八名
西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八〇号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都江戸川区松江三ノ一八ノ一
二 小池茂 外四千四百九十八名
橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八一号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 神奈川県厚木市長谷一、〇三〇ノ
八 佐藤雅己 外四千四百九十八名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八二号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都小平市天神町一ノ五三ノ三
ノ二一 岩野文明 外四千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八三号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都東村山市秋津町五ノ一九ノ
八 川村晴夫 外四千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八四号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有二ノ三二ノ一七
ノ四〇三 五十嵐元昭 外四千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八五号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 神奈川県綾瀬市深谷四、五五九ノ
一三 服部大進 外四千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八六号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

紹介議員 官本 岳志君

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

第五八七号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂二ノ二二ノ
九 矢部昭夫 外四千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八八号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都調布市深大寺東町二ノ八ノ
一ノ三〇二 井出知男 外四千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五八九号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都杉並区梅里一ノ二一ノ一四
久保田タエ 外四千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第五九〇号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都板橋区小豆沢四ノ五ノ一八
嵐田千穂 外八百四十名

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九一号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 滋賀県大津市田上関津町一、一二
〇 上野美佐子 外八百三十六名

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

第五九二号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 北海道釧路市南大通六ノ一ノ一八
五 大友泉 外八百三十六名

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九三号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都大田区大森西二ノ二三ノ七
石井晶子 外八百三十六名

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九四号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 千葉県稲毛区作草部町一、二八九
ノ一ノ三〇一 森下清市 外八百三十六名

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九五号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 滋賀県大津市田上関津町一、一二
〇 上野美佐子 外八百三十六名

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九六号 平成十二年三月七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 香川県高松市栗林町一ノ七ノ一

植松頭成 外八百三十六名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九七号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 山梨県甲府市和田町二、九六八ノ
一九 千野房子 外八百四十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九八号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 群馬県高崎市小八木町一、二九〇
ノ五 遠藤功 外八百三十六名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第五九九号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字妻の神
一四二ノ二三 松本つま子 外八
百三十六名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇〇号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 青森市長島三ノ六ノ二 伊東規子
外八百三十六名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇一号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 埼玉県大宮市東大宮五ノ五八ノ七
ノ三〇五 小林洋子 外八百三十
六名
紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇二号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 京都府舞鶴市溝尻中町五ノ七
山光子 外八百三十六名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇三号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 長崎市現川町五三一 前田保子
外八百三十六名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇四号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 横浜市港北区綱島西五ノ二ノ一〇
日高恭介 外八百三十六名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇五号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 三重県松阪市朝田町三九四 野呂
たみ 外八百三十六名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇六号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 鳥取市安長七五〇ノ一二 竹内里
美 外八百三十六名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇七号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇八号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 大阪府堺市草部二九ノ二 松村祐
延 外八百三十六名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六〇九号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 奈良県生駒郡平群町榎台三ノ一〇
ノ一三 赤松拓也 外八百三十六
名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六一〇号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 島根県邑智郡瑞穂町大字原村八六
長谷川直美 外八百三十六名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六一一号 平成十二年三月七日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 岐阜県郡上郡和良村方須六七五ノ
二 池戸弥代 外四千七百六十
三名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第六一四号 平成十二年三月七日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関
する請願
請願者 横浜市磯子区滝頭一ノ六ノ七五

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第六一五号 平成十二年三月七日受理
保険による良い歯科医療の実現に関する請願
請願者 名古屋市中区和区長戸町三ノ四五ノ
四 林不二男 外千六百六十五名
紹介議員 荒木 清寛君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六一六号 平成十二年三月七日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関
する請願
請願者 神戸市須磨区須磨寺町四ノ五ノ一
二 美濃岡清三郎 外一万千八百
三十七名
紹介議員 鴻池 祥肇君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六一七号 平成十二年三月七日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関
する請願
請願者 愛媛県松山市畑寺二ノ九ノ三 本
郷憲司 外九十八名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六一八号 平成十二年三月七日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関
する請願
請願者 福島県いわき市平菅波字菅波入一
四三 大和田宏 外二十九名
紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第六一九号 平成十二年三月七日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関
する請願

請願者 千葉市花見川区花見川二ノ八ノ五
〇三 尾形信明 外三万五千三百五十六名
紹介議員 大瀨 絹子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二〇号 平成十二年三月七日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市大南四ノ二四ノ一〇 吉宮聰悟 外二万八千六百十九名
紹介議員 測上 貞雄君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二二号 平成十二年三月七日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都文京区本郷四ノ九ノ三ノ六 〇三 西村元伸 外二万八千二百九十五名
紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二二号 平成十二年三月七日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に関する請願
請願者 東京都新宿区若葉一ノ二二ノ五〇 六 井澤信章 外二万七千四百三十九名
紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六二七号 平成十二年三月八日受理
社会保障拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
請願者 栃木県芳賀郡市貝町野辺七四四 〇一 高梨文夫 外九百七十名
紹介議員 国井 正幸君

将来の安心を保障する社会保障制度の拡充がな
いまま、今年四月からの介護保険料の徴収開始並
びに年金について給付水準の引下げ及び保険料の
引上げが議論されることは、建設産業の不況や個
人消費の低迷に追い打ちを掛けることになりかね
ない。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。
一、国民医療を拡充するとともに、国保組合を
育成・強化すること。
1 国民負担を軽減させ、保険料負担増及び
患者負担増を行わないこと。薬価基準及び
診療報酬の適正化を進め、患者の立場に
立った抜本改革を行うこと。保険者機能を
強化すること。
2 公費負担の拡充により老人医療制度を安
定させること。
3 介護保険の施行に当たっては、国保組合
に過重な負担とならないよう配慮するこ
と。

二、公的年金制度を拡充すること。
1 基礎年金の国庫負担を早期に二分の一に
引き上げ、制度を安定させること。
2 給付水準の引下げ及び保険料の引上げを
行わないこと。
三、国民の不安を取り除くため、社会福祉を拡
充すること。
1 「保険あつて介護なし」とならないよう、
介護保険を実現するための基盤整備を国の
責任で着実に進めること。

第六二八号 平成十二年三月八日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に關
する請願
請願者 宮城県気仙沼市字常楽二二九ノ三
小野寺琳 外五千三百五十二名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第六二九号 平成十二年三月八日受理
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 名古屋市中区安井三ノ八ノ二二
石本泰史 外千三百三十九名
紹介議員 大瀨 雅子君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第六三〇号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願
請願者 横浜市神奈川区羽沢町三三三ノ九
二 山口孟男 外一万七千七百八十
六名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三一号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願
請願者 東京都港区台場一ノ三ノ四ノ一、
五〇八 岡本直美 外三万二千二百十
五名
紹介議員 松崎 俊久君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三二号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願
請願者 東京都江戸川区西小岩四ノ五ノ六
ノ一、〇〇四 松井保彦 外三万
四千五百三十名
紹介議員 足立 良平君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三三号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願
請願者 東京都葛飾区高砂六ノ五ノ三ノ一
一〇二 山口洋子 外三万四百六
十一名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三四号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願
請願者 東京都品川区北品川一ノ二四ノ五
ノ三〇二 岡田新一郎 外二万九
千四百五十二名
紹介議員 小宮山洋子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三五号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願
請願者 埼玉県川口市西青木一ノ二三ノ二
八ノ五〇二 田嶋義明 外三万二
千五百六十五名
紹介議員 長谷川 清君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三六号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願
請願者 大阪府枚方市東中振一ノ二五ノ七
野澤雄三 外三万四千四百七十一名
紹介議員 木俣 佳文君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三七号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願
請願者 神奈川県横須賀市芦名一ノ一五ノ
七 持丸博史 外三万二千四百名
紹介議員 笹野 貞子君
この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三八号 平成十二年三月八日受理
安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に關
する請願

する請願

請願者

千葉県印西市大森四、四五〇ノ一
三五 芹生琢也 外三万七千二百
十六名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六三九号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

群馬県高崎市新田町四ノ二ノ一、
三〇四 栗田陽治 外三万二千五
百九十一名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四〇号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

千葉県佐倉市大崎台三ノ一七ノ三
石川順一 外三万三千二百三十九
名

紹介議員 高嶋 良充君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四一号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

東京都渋谷区幡ヶ谷一ノ七ノ五ノ
九〇四 秋元かおる 外二万八千
六百十六名

紹介議員 内藤 正光君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四二号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

群馬県高崎市赤坂町一〇七ノ一三
山本亨靖 外三万九百八十二名

紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四三号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

愛知県豊田市青木町一ノ二八ノ一
五 澤田芳彦 外三万六千二百二
十名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四四号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

埼玉県川越市南通町一三ノ一二
笹森清 外一万七千四百六十一名
本岡 昭次君

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四五号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

東京都青梅市吹上二八五ノ一五
向井庸夫 外三万七千二百十六名
朝日 俊弘君

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四六号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

横浜市港南区丸山台三ノ四ノ一ノ
二〇三 中川幸生 外三万七千二
百十六名

紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四七号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

する請願

請願者 福島県会津若松市堤町六ノ一八
渡辺充 外三万四千五百五十八名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四八号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

東京都大田区南馬込一ノ二ノ八
中西昭士郎 外三万七千二百十六
名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六四九号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

東京都港区南麻布四ノ一ノ三三
ノ七二二 丸山建藏 外三万二千
三百三十九名

紹介議員 今泉 昭君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六五〇号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

群馬県前橋市小坂子町六一七ノ五
鈴木英幸 外三万七千八百二十六
名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六五一号 平成十二年三月八日受理

安心できる年金改革、医療の患者負担増撤回に
関する請願

請願者

東京都板橋区蓮根二ノ二〇ノ一五
ノ三〇一 池田芳江 外三万二百
七十四名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第五〇一号と同じである。

第六七七号 平成十二年三月九日受理

保険による良い歯科医療の実現に関する請願

請願者

名古屋市中区和区滝川町四七ノ一四
七ノ三ノ五〇一 北村恒康 外二
千名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六七八号 平成十二年三月九日受理

医療費負担の引上げ反対、介護保険の緊急改善に
関する請願

請願者

愛知県江南市赤童子町南山一七六
ノ三ノA 浅野安郎 外四千名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六七九号 平成十二年三月九日受理

介護保険の緊急改善に関する請願

請願者

名古屋市中央区草平町一ノ五九
筒井繁昭 外五千五百七十一名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第六八〇号 平成十二年三月九日受理

介護保険の緊急改善策に関する請願

請願者

愛知県丹羽郡扶桑町高雄下山三三
八 曾我安子 外千八百七十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第六八一号 平成十二年三月九日受理

乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に
関する請願

請願者

千葉県市川市国分三ノ一ノ二 祝
迫憲三 外四千六百七十九名

紹介議員

八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第六八二号 平成十二年三月九日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願
請願者 福島市渡利字丸田七ノ一ノ一〇
今野徹司 外一万五千八百八十五名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第七〇六号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願
請願者 大阪市淀川区十八条二ノ二二ノ九
赤塚鈴子 外二万八千七十七名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七〇七号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願
請願者 東京都葛飾区白鳥二ノ三ノ六
井原あい子 外二万八千七十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七〇八号 平成十二年三月九日受理
患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願
請願者 群馬県桐生市広沢町四ノ二、三
四 松井健 外千三百四十名

紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七〇九号 平成十二年三月九日受理
患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願
請願者 群馬県藤岡市藤岡六二四ノ二
小暮順子 外千三百四十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七一〇号 平成十二年三月九日受理
介護保険等の緊急な改善に関する請願
請願者 京都市左京区聖護院山王町一ノ一
三〇九 松村由美 外四千六百六十五名

紹介議員 井上 美代君
昨年十月から介護保険のサービスを受けるための受付及び認定が始まっているが、制度の内容や保険料が強制徴収であることなど国民の理解は十分には進んでおらず、このまま実施されれば認定時点や今年四月の保険料徴収時点で混乱も予想される。また、サービスを提供する施設やホームヘルパーなどの人員不足は決定的であり、矛盾の多い要介護認定基準の再検討も必要であり、さらに、高い保険料を毎月支払っても介護が必要となったときに十分なサービスを受けられるという保障がない。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。
一、政府は介護保険に対する国庫負担金を緊急に増額することにより国民負担（介護保険料及び利用料）を軽減し、市町村が高齢者に必要なサービスを保障できるようにすること。
二、政府はホームヘルパーなどの人材の確保・増員や特別養護老人ホームの待機者解消を始めたとする施設の確保によりサービス供給体制を拡充するとともに、要介護認定を高齢者の実態に見合ったものに改善すること。
三、政府は、以上の制度が改善され、サービス提供体制を確立できるまで保険料の徴収を延期し、その間は、国及び自治体の責任でサービスを提供し、現在の福祉水準を引き下げないこと。

第七一一号 平成十二年三月九日受理
介護保険等の緊急な改善に関する請願
請願者 大阪府岸和田市上野町西一四ノ一
三 菊川勉 外四千六百六十五名

この請願の趣旨は、第七一〇号と同じである。

第七一四号 平成十二年三月九日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願
請願者 兵庫県川西市火打二ノ一六ノ四
近藤慶子 外二千四百七十九名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第七一五号 平成十二年三月九日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願
請願者 広島県東広島市高屋高美が丘二ノ六ノ一
佐竹美恵子 外四千九百五十三名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第七一六号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡上里町大字堤六一〇
ノ一〇 伊藤哲郎 外四百四十一名

紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七一七号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
請願者 埼玉県児玉郡神川町植竹六四〇ノ一
一 田村和子 外五百二十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七一八号 平成十二年三月九日受理
婦人保護事業にかかわる社会福祉事業法改正に関する請願
請願者 秋田県大曲市柴町四ノ六 横井伸夫 外五百九十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二二号 平成十二年三月九日受理
保険による良い歯科医療の実現に関する請願
請願者 京都市東山区今熊野南谷町六
林尚美 外千二百名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七二三号 平成十二年三月九日受理
介護保険の緊急改善に関する請願
請願者 京都市伏見区醍醐古道町一ノ七
山本誠四郎 外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第七二四号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
請願者 京都市東山区大和太路通五条上ル
山崎町三六九ノ六 西村元宏 外三百三十八名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第七二五号 平成十二年三月九日受理
社会福祉の拡充等に関する請願
請願者 埼玉県大宮市天沼町一ノ六二ノ二
二八 長嶋英雄 外九十四名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第七二六号 平成十二年三月九日受理
患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願
請願者 東京都江戸川区篠崎町七ノ二六ノ

紹介議員 西山登紀子君

紹介議員 一三 横田久男 外二百五十四名
西山登紀子君
この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。

第七二七号 平成十二年三月九日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障に関する請願

請願者 横浜市港南区港南台七ノ四四ノ一
六 原田宗一 外三千三百九十五名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第一八五号と同じである。

第七二八号 平成十二年三月九日受理
患者負担を元に戻し、安心してかかりやすい医療の充実に関する請願

請願者 東京都清瀬市松山一ノ七ノ四星
義雄 外二十八名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三一〇号と同じである。

第七二九号 平成十二年三月九日受理
国民健康保険制度の充実・発展に関する請願

請願者 東京都板橋区双葉町二八ノ一六
相馬幸一 外四十四名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第七三〇号 平成十二年三月九日受理
介護保険制度の緊急改善・拡充に関する請願

請願者 徳島市北佐古一番町五ノ二二ノ四
〇六 三好敏夫 外千九百十三名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四五二号と同じである。

第七三二号 平成十二年三月九日受理
乳幼児医療費無料制度の確立と保育所の充実に関する請願

請願者 大阪府守口市大枝西町六ノ一六

虎井登美夫 外二千五百八十三名
西山登紀子君
この請願の趣旨は、第四八九号と同じである。

第九号中正誤

べし 段 行 誤
一〇 一 から 引き下げ
引き上げ 正

平成十二年四月六日印刷

平成十二年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P